

3月12日

○議長（玉利道満君） これから本日の会議を開きます。
(午前9時00分開議)

○議長（玉利道満君） 本日の日程は、配付しています議事日程のとおりであります。

○議長（玉利道満君） 日程第1、一般質問を行います。

21名の議員より通告がありました。本日は、5名の一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず、10番、和田里志議員の発言を許します。

○10番（和田里志君） 登壇

おはようございます。平成25年第1回定例会におきまして、トップバッターで質問の許可をいただきました、池島町の和田里志でございます。

本日も朝早くから傍聴にお越しいただきました皆様方に厚く御礼を申し上げます。

また、その道一筋、長い方で42年間公僕としてその職責を全うされ、この3月をもって退職される皆様に心から敬意をささげ、ねぎらいたいと思います。これからも、始良市発展のために、その経験と知識を生かしご指導くださるよう、よろしく願いいたします。

さて、東日本大震災の発生から、11日で2年を迎えました。今なお、多くの行方不明者の捜査が続き、再建の途上にある被災地各地では、失われた命を胸に刻む追悼の行事が開かれました。

一向に進まない復興計画にいら立ちすら覚える毎日ですが、安倍首相の復興加速への決意、政府一丸となって現場の声を聞き、すぐさま行動へ移す、このメッセージに期待するところであります。

自民党が政権をとってかわり、はや3か月。安倍政権が掲げた経済政策、いわゆるアベノミクスへの期待から円安と株高が進み、一方で長期金利は上がらないという、怖いぐらいの好反応が続いております。

内閣府は、8日、昨年10月から12月期の実質国内総生産、GDPがプラスに転じ、景気が底入れしたと発表いたしました。世界経済も緩やかに回復しつつあると言われ、国内では公共事業の拡大などを柱とする緊急経済対策の執行が本格化するなど、明るい材料もありますが、現時点ではまだ期待感だけが先行しているとの見方もあります。

物づくりの得意な日本にとって、物価が上昇すれば税収はふえるでしょうが、賃金がふえないと生活は苦しくなります。政府の経済財政諮問会議が6月に策定する骨太の方針に盛り込まれる、財政健全化の方向性、社会保障改革や、予定されている地方交付税の減額など、本市におけるさまざまな影響をしっかりと見きわめ、笹山市政の集大成、県央のよさを生かした県内一暮らしやすいまちづくりを目指し、ともに取り組んでまいりたいと思います。

それでは、通告しました事項に沿って質問いたします。

1点目、施政方針と新年度予算について。

合併4年目、初代市長として集大成の年と考えるが、特に重点を置いた施策とその予算編成は何か、また、新規事業の取り組みと優先順位、それら今後の展開について、特に加治木港、加治木港町飲食

店街活性化事業について伺います。

2点目、商工業振興とその施策について。

3商工会合併に伴う商工会プレミアム商品券実施事業補助金や、商工業者育成、振興を図るための補助金、企業誘致、企業立地を進める経費などの予算計上をはじめ、「始良市旅館・ホテル施設誘致促進条例」の制定など、これまでなかったさまざまな事業を予定しているが、その具体的施策と効果、その期待について伺います。

3点目、観光振興とその施策について。

通年型観光地づくりを目指し、市内周遊観光バス「あいらびゅ一号」の運行継続と、ご当地グルメフェア普及拡大、あいらん家うまいもんフェスタ実施事業補助金や掛橋坂整備事業などを掲げているが、これらと観光振興のあり方、その施策について伺います。

以下は、一般質問席より行います。

○市長（笹山義弘君） 登壇

今回は、21人の方から一般質問をいただきました。

順次、答弁を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは、和田議員のご質問にお答えいたします。

1問目の施政方針と新年度予算についてのご質問にお答えいたします。

私が市長に就任した平成22年度は合併前の旧3町で着手していた事業を完成させることに重きを置き、23年度は市内全域を見渡しながら総合計画を策定し、24年度はこの計画の初年度として重点プロジェクトや前期戦略プロジェクトの実現に向け、基本計画に挙げた施策を展開してまいりました。平成25年度は総合計画の2年目であり、また前期基本計画の中間地点でもあることから、総合計画に掲げた施策について質の向上を図り、進捗率を高め、新たな事業にも積極的に取り組んでまいります。

主な事業を申し上げますと、少子高齢化が進む地域の活性化を推進するためのコミュニティのあり方の検討や、山田地区への市営住宅建設、子育て支援センターの設置や病児保育事業への取り組みによる子育て支援環境の整備、市民と行政が一体となった健康づくりを推進する健康づくりポイント制度の導入に向けた準備、難病患者など日常生活用具給付事業や、地域包括ケア体制推進コーディネーターの設置による生活支援に努めてまいります。

また、長年の懸案であった消防庁舎、火葬場の整備、企業立地による交通量の増加に対処するための木田橋の拡幅や新たな街路整備事業に向けた調査、スマートインターチェンジの整備、（仮称）松原小学校の建設や給食室別棟の整備、始良公民館のリニューアルなどの教育環境の整備、重富海岸や掛橋坂などの観光資源の整備や、始良市総合運動公園への屋内野球練習場の整備などによる交流人口の増加など、さまざまな事業に取り組み、市民への恒常的なサービスと並行して優先的に取り組んでまいります。特に、加治木港町飲食店街活性化事業は、地域事業者や市民、行政が一体となった企業誘致などを含めた港町地域全体の活性化計画の中の一つとして実施するもので、事業の内容は、景気低迷や企業の撤退、始良警察署移転計画などを踏まえ、港町飲食店街の安全、安心と活性化についてハード面の整備を行うものであります。詳細につきましては、まず、生活環境の整備や安全、安心の観点から、浜通線を中心に街路灯の増設や、パトカー待機場所設置及び警察官の立ち寄り所となる警ら箱の設置、市道網掛通線の改修を計画いたしております。

また、活性化の観点から、市道浜通線の改修や飲食店街への誘導灯の設置を計画しております。

次に、2問目の商工業振興とその施策についてのご質問にお答えいたします。

商店街の振興につきましては、総合計画の中で、商工会と連携して取り組むことを掲げております。なかでもプレミアム商品券実施事業は、商工会の合併を記念し、商工会と連携して市内全域で使用できる商品券に10%のプレミアムをつけて発行するもので、1億円の事業に対して1,000万円の補助をするものであります。

また、商工業者育成と商店街の振興を図る施策として、空き店舗活用補助金やイルミネーション事業補助金を新規事業として予定しております。空き店舗活用補助金は、商店街の活性化を図るため、既存商店街における空き店舗を活用し、事業を展開する事業者に対して賃借料の一部を予算の範囲内で補助するものであります。また、イルミネーション事業補助金は、冬季の一定期間イルミネーションを設置し、にぎわいのある商業空間を創出することを目的に、商店街や通り会などに補助するものであります。

いずれも、地域振興や活性化、市民の一体感醸成につながるものと期待いたしております。

また、「始良市旅館・ホテル施設誘致促進条例」につきましては、本市に不足しております多目的ホール及び会議室などを有する旅館・ホテルの早急な誘致を図るために、助成措置を講ずるものであります。効果といたしましては、市民の利便性に供することはもちろんのこと、さまざまな波及効果も期待でき、本市の地位向上に大いに貢献する施設となると確信しております。

次に、3問目の観光振興とその施策についてのご質問にお答えいたします。

市内周遊観光バス「あいらびゅー号」は、今や始良市観光PRの根幹をなし、地域間競争の中で本市の最も魅力ある事業の一つであります。

また、あいらん家うまいもんフェスタとご当地グルメの創造は、地域おこしや交流人口の増加、地域経済浮揚を目指し、さらに食を通しての誘客を図り、本市を県内外に広くPRするものであります。

掛橋坂は、龍門司坂、白銀坂とリンクし、始良市の三坂としてのストーリー性を持たせ、新たな観光資源としての活用を計画いたしております。

また、本市の総合計画の中では、既存の観光資源と地域の持つ新たな魅力を絡めた観光ルートや観光拠点を整備し、おもてなしの心による観光交流人口の拡大を図るとして、観光基本計画の策定を掲げております。現在、同計画を策定中でありますので、これらの事業は本計画の中で位置づけてまいります。

以上で、答弁を終わります。

○10番（和田里志君） それでは、2回目の質問に入ります。

市長は、その施政方針の中で第1次総合計画に基づく各種施策の具現化を進める中で、「いよいよ始良市としての施策を積極的に展開できる段階になった。これも市民や議会の皆様をはじめ、関係各位が心をつにして市の発展を考え、取り組んでいただいた賜物であると考え」と述べられました。本当にそうでしょうか。今回もさまざまな事業、新規を含めて予定、予算化されております。答弁書にもありましたけれども、市長はこれらの事業について、平成24年度を初年度とする第1次始良市総合計画に基づき策定した第3次始良市実施計画に沿って、今回の予算編成を行ったと述べられました。その第3次始良市実施計画、どのような計画をされたのか、我々議員には全く当初示されておりませんでした。

新年度予算の提示と同時にその第3次実施計画も当然配付される、公表されるものと思っております。

したが、事務局の話では定例会が終了してから配付するというものであります。それはおかしいということで説明を求めますと、多くの市民の皆さんにも配布をするので、できるだけ歳入歳出予算の整合性を図ってから、全ての予算が決定してから印刷製本する予定でいたと、昨年も同様であったというようなことでありましたけれども、第3次始良市実施計画、それに基づいて予算編成を行ったとしていながら、その具体的実施計画書は予算が決定してから公表する、こんなことがありますか。

私たち建設水道常任委員会は、所管する新規の事業について特に、委員会の席にわざわざ市長にお越しいただき、その政策的な説明を求めました。異例のことです。

全ての予算についてもそうですが、特に新規の事業については、その計画を含めもう少し丁寧にわかりやすく説明しながら政策協議を踏まえ進めるべきであると考えます。

我々の指摘により、その第3次実施計画の荒刷り、ゲラといいますか、それが配付されたのが3月6日、製本が配付された、ここにありますが、これ、今朝我々はもらったんですよ。

当初の実施計画に基づいてそれらの事業を継続する、おおむね、踏襲をするような予算だけならいいんです。国の政策変更や住民ニーズの変化に臨機応変に対応するため毎年度改定を行う、計画調整、ローリングを行い、実態に即した計画となるようにしたいと、そういった思いは理解いたしますが、新市になって早くも4年目、来年は選挙の年であります。ともすれば、選挙目当て、総花式の予算じゃないかと、やゆされてしまうんです。

新生始良市のかじ取りを任された最初の市長として、節目の年、せつかくの市長の目配り気配りの予算が、これでは評価されない。後出しじゃんけん、議会軽視と言われても仕方ないんじゃないですか。

まず、この第3次実施計画のことについて市長のお考えをお聞かせください。

○市長（笹山義弘君） 先ほど答弁しましたように、平成22年度は旧町の事業を引き継いでおりましたので、その完成といいますか、実施に向けて重きを置いて行動したということでございます。

23年度からは、おいては第1次の総合計画を策定するべく各種座談会、市長と語る会等々、いろいろとご意見をいただいて、それを反映して第1次計画を策定に進めたところでございます。

そして24年度は、それに基づきまして第1次の総合計画の、それを具現化するための年ということにしてございます。

それで、25年度につきましては、それらの総合計画のそういう目的を具現化するため、そしてそれをその方向に向けて各種計画をさせていただいているところでございます。

毎年度の予算の編成等につきましては、夏以降に計画をスタートさせていくわけですが、いろいろと各課から要望も出てまいります、いろいろと予算との兼ね合い等々がございまして、それらの作業を随時進めながら計画をしておるところでございます。

それが整いますのが2月の中旬ということでございまして、それを受けて皆様方には予算という形でお願いをしているところでございます。

実施計画とそれらのことについての関連は、担当に答弁させます。

○企画部長（甲斐滋彦君） 第3次実計についてご答弁申し上げます。

市長の答弁でございましたとおり、合併して市になりまして、一般会計と特別会計を合わせて約800件を超える件数の事業が調整対象としてあります。

そして、事業規模や財源の規模、事業の制度設計が明確になっていないものを実現できるように関係部局と調整しているわけですが、この調整にあたりましては、できるだけ有利な財源はないかとか、新規事業や変更事業が他の事業に影響を与えていないかとか、事業実施が確実でないかとか、歳入の範囲で最大の効果を発揮する方法を精査しなければならないというふうにということで調整していることとございます。そういうことで、議員ご指摘のとおり、配付がおくれたわけですが、今後ともできるだけ早くお知らせするように努める所存でございます。

○10番（和田里志君） これだけ議論していても始まらないんですが、私たちは、去年から継続している事業がどうなっていくのか、来年度再来年度この事業が継続されるのか、そういうのを知りたいわけですね。そしてまたことし新しい新規の事業がどの程度入ってきてるのか、——見直しするのは当然ですよ——そういうのを見ないと、全体的な考え、始良市の方向性というのが私たちが住民に示せないわけです。だから今苦言を呈したわけですが、このことはこれで結構ですが。

次に、2回目の質問を順次してまいりますけれども、まず、施政方針の新年度予算ですが、特にこの加治木の港町飲食店街の活性化事業なんですが、飲食店の数が年々少なくなってきたというようなことをお聞きしているわけですが、一番ピークの時と、現在どの程度少なくなっているのかお聞かせください。

○加治木総合支所長（石原格司君） 飲食店街のピークのときと現在の数ということでございますけども、港町の飲食店街のほうでは一番ピークのときで約70店舗ほどあったというふうに聞いております。現在では飲食店が38店舗、そのほか21店舗の専門店とか、仕出し屋とか旅館等も含めて約21店舗のお店がございます。それらを含めると59店舗ということでございます。飲食店だけに限りますと、ピーク時は70店舗であったということでございます。

以上です。

○10番（和田里志君） ピーク時に70店舗あったのが現在38店舗ですか、かなり減っていると、半分近くになってるということで、よくわかるわけですが、私は、今回の予算7,800万円予算化されてますが、これに対して反対するわけじゃないんです。加治木の港町かいわい、あるいはかもだ通りも含めて港町地区を全体を含めて、その一環として今回これやるという答弁であります。これだけで足りるのかということなんです。もうちょっと根本的に考えないと、ただ単年度、先ほども言いましたが、この事業は単年度ですよ。25年度で終わりですよ。来年度はどうなるか、そういうのが示されていない。こういうことで、ただ何か総花的な、何回も言いますが、予算じゃないかなという気がしているわけです。

では、これで活性化と、図るためにということで提案されてますが、執行部が考えるその活性化、例えば飲食店が今半分ぐらいになったと、それがふえれば活性化と言うのか、何をもって活性化と言われるのか、その定義についてお示してください。

○市長（笹山義弘君） 議員もご承知だと思いますけれども、事業をするについては、いろいろと財源が必要であります。そういう中でこの港町地区全体の活性化を図ろうと私どもは今しているわけですが、そういう中で県との連携を図りながら、県の事業にのせていただける、そういう事業が

可能となってきたことを受けて、本市としても事業を上げていくわけですが、今後ともそういう姿勢で有利な事業にのせて本市の整備をしていきたいと考えておりますが、できるだけその方向でしなければいけないと思っておりますが、この港町飲食店街のあり方ということにつきましては、これまでこの地区は江戸時代からいろいろ発展をしてきたところでございますが、時代の趨勢によりましてそのニーズがいろいろと変わってきておろうというふうに思います。そういうことから今後につきましては、家族連れ、子どもさんでも昼間飲食ができる、そういう雰囲気、ファミリーを対象にできるような明るい飲食店街にしていけないかということで、ついては、今特産品いろいろ開発中ですが、アゴ肉ステーキとか、それからくまはいキャロツ丼とか、こういうのを開発していますが、これらも含めて活性化ができればというふうにも考えております。

○10番(和田里志君) 関連して、昨年12月の議会で補正予算が出されましたが、この港町地区の調査をするということで、その調査委託の事業、その結果はもう出てるんですか。

○加治木総合支所長(石原格司君) お答えいたします。

設計調査の委託に関しましては、事業の期間が、委託の期間が29日までとなっております。29日に成果品をいただくことになっております。

以上です。

○10番(和田里志君) 私は、この飲食店街の活性化だけでなく、港町地区、加治木港周辺のまちづくりについて、昨年4月にも質問をいたしました。

昨年4月、申し上げたと思うんですが、鹿児島県が掲げている鹿児島湾内のマリーナ整備構想、これ当初執行部はご存じなかったですけども、2か年かけて適地調査をすると、これは、まあ、先ほどちょっと県の事業へのせることが可能になったというようなお話を市長がされましたけれども、このマリーナ整備構想、その後どうなっておりますか。

○加治木総合支所長(石原格司君) お答えいたします。

今、議員仰せのとおり、2年間の24年度、25年度の計画でございますけれども、県の情報によりますと、24年度では県外マリーナの事例調査や利用者への聞き取り調査を行ったということでございます。これまでの調査の結果では、マリーナには台風時の安全性や交通の利便性などが重要であるというふうに見えているようでございます。

この調査結果については、さまざまな観点から整理、分析を行っているということでございますので、今後は施設の希望や整備手法について検討を行っていくということでございます。

以上です。

○10番(和田里志君) マリーナ構想といえば、ヨットやプレジャーボートなどの係留施設を想像するわけですけど、それだけではないんですね。マリーナには、航海に出る際の物資補給などの陸上サービス、あるいはメンテナンス関係の施設も欠かせません。また、上下架設施設、クレーンで船をつり上げる施設ですが、そういうのを整備すれば、陸上での船の保管や修理工場の誘致等も可能であります。

陸上での船の保管や修理となりますと、県外の人たち、特に都会の富裕層にとっては魅力的であります。飛行機で訪れ、週末は鹿児島湾のクルージングや釣りを楽しみ、飛行機で帰っていく。船の管理、メンテナンスは地元の業者に任せる。台風のと きなども、災害のときも安心なんですね。加治木港町の、いわゆる空き地ですね、民間が撤退した空き地とかあるいは警察署が移転する空き地、これどのくらいありますか。

○加治木総合支所長（石原格司君） お答えいたします。

これまでの議会等で答弁の中で出てきたと思うんですけども、今の現在の段階では企業にいたしまして、某企業、まあ、それまで——鹿児島県が今度、まあ、言えば始良警察署が移転しますが、それを含めて約5万m²近くの空き地が出てくることとなります。

いろいろと、民地ということもございましてなかなか厳しい面もありますけれども、そういうところについては情報共有しながら民間の方々とも情報交換をしたいと思っております。

以上です。

○10番（和田里志君） 全体的に5万m²ですかね、ぐらゐの空き地があると。かなりの広さになるうかと思いますが、その規模によってはそれでも足りないという面も出てくるかもしれませんが、そういうのを一体的に活用する、そういう努力もされてると思うんですが、誘致もされてると思うんですが、どこにマリーナをつくれれば最も利便性が高いか、県はこれらを総合的に判断されると思いますけれども、もう少し、特に始良市の場合は官民一体となって、そういった誘致活動を行う必要があるのではないかと考えます。

そこで、幸い副市長も県の出身で、前の副市長も同様でありました。また本市には2名の県議会議員もおられるわけです。昨年8月、誘致の要望書を出されたと思うんですが、そのことをこの2名の県議会議員は知っていますか。

○加治木総合支所長（石原格司君） お答えいたします。

昨年提出しました要望書については、県議会議員の2名の方々には相談はいたしておりません。誘致に向けて力添えをいただくことになると思っております。

以上です。

○10番（和田里志君） やはりそういうところなんですね。私も、要望は出したけれども、その後どうなっているかということで県議の方にもお尋ねしました。全くそういうのも知らないわけですね。そういう横のつながり、せつかく県議として2人も出ていらっしゃるわけですから、いろんなところをお願いすることはお願いする、してもいいんじゃないかと思うんですね。

そしてまた、先ほどから言います、副市長も県のご出身で、かつての部下の方もたくさんおられると思うんですが、またそういう意味で、ある意味、市長よりも、県の組織、あるいはさまざまな仕組みも熟知していらっしゃると思うんですが、最近、黒ぢよかにもよく登場されますが、小まめに町内を回っておられるのもわかりますけれども、先ほどの、県とのパイプ役、横のつながり、一体感、こういう誘致活動についてどのようにお考えでしょうか。

○副市長（大橋近義君） 県に対する要望の仕方っていうのは、いろいろな方法もあろうかと思いますが、私的にといいたいまいしょうか、個人的にといいたいまいしょうか、そういうお会いする機会もたくさんありました。例えば、副知事さんにもお越しいただいて、現地も、休みの日でしたけども見ていただいております。いろいろな機会にそういったようなお力添えをいただけるのではないかとこのように思います。また県議の方々にも、いろんな機会に同席する場合がございます。公式な陳情という形はなかなかとれませんけれども、機会あるごとに、こういうことを今県に対して、あるいは始良・伊佐振興局に対してお願いをしておるんだということも機会あるごとにお願いをしているところであります。以上であります。

○10番（和田里志君） 昨年、錦江湾奥が国立公園に指定されました。さっきも言いましたけども、加治木港は空港に最も近い。そしてまた、既に一部それなりの施設も備えております。空き地も確保できる。そういったことを勘案しますと、加治木港はこういう県の構想にも最適の場所と、まあ、私は考えるわけですが、何回も言いますが、もっと積極的に働きかける、アピールする、あるいは県がやらないんだったら市単独で事業として考える、そういうことも必要ではないかと思うんですが、これ3回目の観光振興と重なるんですが、例えば鹿児島にあるような海釣り公園の整備をするとか、これ同僚議員も質問で出しているらしいんですけど、それとか加治木と重富の間を、水陸両用のバスを走らせるとか、国立公園になった湾奥の新たな見学の仕方を提供するとか、これはことし来年度予算で南さつま市が320万だったんですが、かけて調査研究を行うというようなことも発表されておりますが、あるいはまた期間限定の納涼観光船等を誘致するとか、いろんなことが考えられると思うんです。ハード、ソフトの両面から活性化の後押しをする必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 加治木港のことにつきましては、今まで県にもいろいろ要望させていただいたところですが、これまでの課題と一番大きいところは港のこの背後地ですね、それが無いということで、なかなか難しいということでもございました。そういうことから、最近では民間の企業撤退等々を含めまして、そういう背後地的なスペースは確保されつつあるというふうに判断しております。したがって、このことを受けていち早く、その地主の方々が、企業さんの方々が、どのようにその土地についてお考えかということについてもいち早く職員に指示をいたしまして、調査もさせていただくということをしているところでございます。

今後とも、この加治木港に特化したといいたいまいしょうか、この優位性を生かしながら、どのように、商業港ですのでそういう意味での制限もあることですが、どうして生かしていけばいいかということについては関係機関としっかりご相談しながらやっていかなければいけないと考えております。

○10番（和田里志君） 関連して、もう一つお尋ねしますが、黒川岬周辺の整備ということで、施政方針の中でちょっと述べていらっしやと思うんですが、これはどういったことを考えていらっしやいますか。

○企画部次長兼商工観光課長（川原卓郎君） お答えいたします。

黒川岬周辺の整備につきましては、東馬場議員さんのほうから一般質問がございますので、そのときにお答えさせていただきたいと思っております。

申しわけありません。

○10番(和田里志君) 私もちよっとそこまで気がききませんでしたので、それはそれでいいんじゃないかと思いますが、いずれにしても、この加治木港周辺の活性化策なんですけど、単なる一時的な事業にとどまらず、10年後、20年後のあり方を検討するプロジェクトチーム、諮問委員会でもいいんですが、そういうのを立ち上げて、それこそ根本的に研究する必要があるんじゃないかと思いますが、今後検討方よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、時間の関係で次にまいりますが、開発公社の所有する下深田用地に、イオンタウンの建設計画が決まっております。本市の商工業振興策と密接に関連しますので、そのイオンタウンの建設計画の進捗状況、現在の、これについてお知らせください。

○企画部長(甲斐滋彦君) ご答弁申し上げます。

イオンタウンの建設計画の状況ですけれども、現在、最終的な調整、テナント数とか、施設内容等による建物の規模などですが、調整されまして、開発行為の申請等の最終段階の調整作業をされているとのことでございます。詳しくは、田口議員さんの一般質問がございますのでご理解願ひます。

○10番(和田里志君) それじゃまた同僚議員の一般質問の答弁を、答弁書を期待したいと思ひますが、このイオンタウンですね、そのプレゼンテーションの中に、多目的ホール、物産館、選挙の投票所、こういったのが入ってたんじゃないかと思うんですが、具体的にこういった、プレゼンテーションの中に入ってたこういった施策はどうなっておりますか。

○企画部長(甲斐滋彦君) ご答弁申し上げます。

多目的ホールについては、現在、協議の中で、そのような施設を設置するという方向で進めております。中身につきましては、今後詰めてまいりたいと考えております。

○10番(和田里志君) 定例会においても、始良市の宿泊施設の必要性が常に議論されるわけですが、今回新しい条例を制定し、補助金や奨励金を交付する案が出てまいりました。イオンタウンのほうにもそういうお願ひはされたやに聞いておりますが、こういう条例が出るということは、やはりイオンタウンではこれらを満足させられるような施設は考えていないと、そういう理解でよろしいんでしょうか。

○企画部長(甲斐滋彦君) ご答弁申し上げます。

ホテルの誘致の件に関しましては、イオンタウンさんをはじめいろいろと打診をしておりますが、イオンタウン株式会社にもホテル等の要望をいたしておりますので、検討されております。

○10番(和田里志君) 検討されているということではありますが、そのイオンタウンの中については、また同僚議員の質問に答えるということではありますが、当初の新聞紙上では、来年の2月オープンというようなお話であったかと思うんですね。かなりおくれてると思うんですが、まあそれはそれでいいです。それと、そのホテルも、もし仮に、今からでもそういう話が再燃する可能性があるんでしょ

うか。イオンタウンの中に例えばホテルをつくるとか。もうそれとは全く、そこまで関与せずに、イオンはイオンだけで計画していったるんでしょうか。その辺のかかわりについて少しお知らせください。

○企画部長（甲斐滋彦君） ホテルの件については、イオンタウンさんのほうで検討されてますが、場所等については未定ですが、どこにできるかということについてはいろいろな方法がございますので、オープンまでにできるようにということでお願いしてありますが、実現にいくかどうかについては不確定でございます。

○10番（和田里志君） 実現するかどうかは不確定であるということではありますが、もう一つお尋ねしますけれども、一般の商店主、商工業者の方が、例えばその今から今後できるイオンタウンの中にテナントとして入りたいというような場合、どういう方法があるのか、あるいはまた、その、例えば権利金とか、保証金とかあるかと思うんですが、そういった資金等は幾らになるのかお知らせください。

○企画部長（甲斐滋彦君） ご答弁申し上げます。

イオンタウン株式会社が今回建設いたしますショッピングセンターについては、イオンタウンが直接テナントを募集するものと、イオン九州が各テナントとして入りまして、その各テナントの中で募集する二通りの方式があるとのことでございます。その際のテナント料につきましては、場所等により賃料が分かれているようでございます。お互いの交渉事でございますので把握しておりません。ということでご理解願いたいと思います。

○10番（和田里志君） お互いの交渉事であると、把握してないと、ちょっとそっけないご答弁でありますけれども、これ、例えば、恐らく1店舗当たり1,000万近くの保証金とかなると思うんですね、かなりの高額と聞いております、よそでは。そういう中で、例えば、そういった人たちに対して、商工会とタイアップして補助金を出すとか、そういうことは全く考えていらっしゃらないんですか。

○企画部長（甲斐滋彦君） 市のほうとしては、現在のところ補助金を出すという考えはございません。

○10番（和田里志君） まあ、どこに補助を出すかというのはいろんな考え方があろうかと思っておりますので……。ただ、出す出さないは別にして、先ほど言いましたような、情報は的確に把握して、やっぱり皆さんに提供する、そういう必要はあろうかと思っておりますから、把握してないんじゃなくて、把握するように努めていただきたい、このようにお願いいたします。

それと、商店街にイルミネーションを設置したり、トライアルショップへの補助金として1,260万円予算化されておりますよね、その内容について少しお知らせください。

○企画部次長兼商工観光課長（川原卓郎君） お答えいたします。

商店街の活性化事業といたしまして、イルミネーション設置事業と、空き店舗活用補助金を計画いたしております。

イルミネーションにつきましては、冬季の一定期間にイルミネーションを設置して、にぎわいのある商業空間を創出することを目的といたしまして、対象者といたしましては、商工会、商店街、通り会、そのほかNPOなどを想定しております。

事業につきましては、3年間以上継続していただくこと、または、その期間にイベント等を行っていただき、にぎわいを創出していただきたいということで、公募と申しますか、募集をかけまして、その中で応募のあったところを選定して実施したいと考えております。

また、空き店舗につきましては、商店街、半径50m以内に5店舗以上のある、そういった地域内の空き店舗を考えております。

空き店舗になって6か月以上経過していること、そしてまた、店舗といたしましては、風俗店などを除く小売店、理容店、事務所などを考えております。

それにつきましては、空き店舗の家賃の補助を考えております。

以上でございます。

○10番(和田里志君) 空き店舗については、商店街だけが対象というようにお話であったかと思うんですが、50m以内に5店舗以上というようにお話でございますが、これ、現在、どこの商店街にどの程度の空き店舗があるのでしょうか。

○企画部次長兼商工観光課長(川原卓郎君) これ、商工会のほうの空き店舗調査の資料でございますけれども、加治木地区におきましては、かもだ通り、早馬通りのほうで23店舗、それから、蒲生地区におきましては、5つの通りで12店舗の空き店舗がございます。

また、始良地区におきましては、商店街組織といいますか、そういった、通りとしての位置づけがなく、調査されていないということでございます。

以上でございます。

○10番(和田里志君) 加治木地区においては23店舗あると、それと、蒲生地区においては12店舗、始良地区においてはそういった調査がなされてない、商店街としての組織がつけられてないということで、そして先ほど、家賃の補助をするということでありましたが、例えば、市のほうで事前にそれを借り上げて、応募される方を待つという姿勢ではなくて、誰かそういう人がいたら家賃の補助をすると、そういう理解でよろしいんですか。

○企画部次長兼商工観光課長(川原卓郎君) お答えいたします。

議員仰せのとおりでございます。

○10番(和田里志君) こういったいろいろな施策について、各、今度商工会も合併するわけですが、そういった各商工会とは、綿密な連携がとれておりますか。

○企画部次長兼商工観光課長(川原卓郎君) お答えいたします。

商工会との連携といいますか情報交換につきましては、今までも、3商工会窓口がございまして、十分な点でなかったところもあるんですけれども、今後につきましては、窓口も一つになるというこ

とで、より情報交換、そういったものもスムーズにいくんではないかと考えております。

○10番(和田里志君) やっと、商工会のほうも合併するということになりましたんで、これからの取り組みに期待していきたいと思っております。

時間がないので、最後の、観光振興とその施策について伺いますが、たまたま、一昨日は「あいらん家まるごと博覧会」と銘打って、春まつりが総合運動公園で開催されました。

今回のこの来場者数といいますか、どのくらいお見えになったのか、あるいは交通対策等、以前から問題になっておりましたが、そういうのは万全だったのか、ちょっとお聞かせください。

○企画部次長兼商工観光課長(川原卓郎君) お答えいたします。

来場者数につきましては1万1,000人でございます。

また、今回、交通対策といたしましてシャトルバスの運行を、平松物流用地、警察学校の横の土地から行いまして、それでもちょっと1時間近く、10時半ぐらいから1時間ぐらひは、県道のほうがちょっと渋滞してしまったというようなことですので、対応はしたつもりでしたけれども、十分ではなかったかとも思いますので、また次回には、その辺も検証してやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○10番(和田里志君) このようなことをしっかり検証していただいて、私、昨年の6月にも一般質問でやりましたけれども、行政がやはりこういうことには、地域を盛り上げるさまざまな行事に対して支援する、引き続き、こういったことはやっていただきたいと思っております。

次に、新たな観光資源として、始良市3地区のかけ橋、白銀坂、龍門司坂、掛橋坂としてイメージされる掛橋坂の整備事業を、今回、掲げておられますよね。そしてまた、あいらびゅ一号の継続運行も予定されておりますが、市外のほとんどの人が車で訪れることが、見えることが多いと思うんですが、その行き方がなかなかわからないというような声をよくお聞きします。ちょっと掛橋坂の場所を説明してみてください。

○蒲生総合支所長(池田健志君) お答えいたします。

平成24年の2月の4日に南日本新聞に掛橋坂は掲載されてから、蒲生総合支所に問い合わせがあるわけでございますが。

蒲生総合支所から県道川内加治木線にて、蒲生分遣所を目指します。それから、蒲生分遣所のところに交差点がございますが、交差点のその信号を右折いたしまして川内方面に向かいます。しばらく走ると、上り坂が続くわけでございますが、上り切ったところに鱈坂住建がございますが、そこに看板があるわけですが、その看板のところを、交差点を右折いたしまして、道なりに約1km進んでくださいということで、その突き当たりが掛橋坂の入り口ということになります。

それと、今回のこの案内につきましては、また、観光交流センターの連携をとって案内を行っているところでございます。

○10番(和田里志君) インターネットで口コミ等をちょっと聞いてみますと、もう、今の支所長の説明よりも、蒲生交流センターに行って聞いてくださいと言ったほうがわかりやすいと思っております。

それとですね、電話等でそうして、例えば秘書広報課にも、掛橋坂への行き方というのを別に書いて、机の上に置いておられました。そういうのをお見受けしたわけですが、今、ほとんどの人がカーナビ、車についてるわけですね。私、以前も提案しましたがけれども、マップコード、これを表示すれば、6桁から10桁の番号ですが、数字ですが、これをカーナビに入れるだけで、もうその目的地、ピンポイントでそこに行ってくれるんですね。これ、誰でも調べられるんですよ。例えばマップコード、始良市役所42495888ですよ。龍門司坂42620126、掛橋坂、これ北口が42725250、上のほうが42725577、この番号を入れるだけで、車がひとりでに連れていってくれるんですよ。新しい観光地を自分たちで探しながら行くという、そういった楽しみはまた別にあると思うんですが、今、市長がおっしゃるように、3つの坂を提案していきたいと、観光ルートとして。まあ、そういうことでありゃ。もう1つ、まだありますよね、金山橋等も。どんな説明しますか、電話番号もない。例えば今朝、掛橋坂のパンフレットが我々、レターボックスの中に入れておりました。住所、始良市蒲生町北字掛橋、これだけですよ。これでカーナビに入れても、ピンポイントで出てきませんよ。電話番号も入ってません、電話番号もないわけですから。

それと、観光協会の電話番号、始良市役所の電話番号が、パンフレット等に随時載っておりますけれども、土曜、日曜の対応はどうするんですか。

だから、観光客の人が、ここどこに行きたいとかいうときに、このマップコード、これだけでもできるんです。これ一番活用されてるところが、新潟県の柏崎市ですよ。ここは、すごいんです、公共施設から公園、あるいは公衆トイレまで全部マップコードで示してあります。こういうのを、せっかくあるあれですから、活用すべきだと思うんですね。

新潟県柏崎市「旅ナビ柏崎」というホームページが掲載されておりますが、市内に設置されている観光案内看板やパンフレットに、「旅ナビ柏崎」のQRコードが張ってあります。

QRコードを携帯電話で接写すると、周辺のお店や観光スポットのマップコード、電話番号等の情報が入手できます。カーナビの目的地にマップコードまたは電話番号を登録して、目的地に迷うことなくたどり着けますと、こういう案内がされています。

今、ちょっと横文字でまた、QRコードというようなことを申しましたけれども、やっとな、市も、こういう形で掲載されるようになりましたですね。この、第3次実施計画、これ携帯電話からQRコードを読み込んで、ご意見をお寄せくださいということで、非常にいいことだと思うんです。

今の若い人たちは、みんな携帯電話持ってますね、スマートフォンとか。電話で、カメラでぱっと撮れば、このQRコードだけでいろんな情報が、文字数にして8,000字入るんですよ。そういう情報ができるんです。

ですから、今度、掛橋坂の整備事業で駐車場を整備する、これはもちろん必要ですが、看板等も整備されると思いますけれども、その前に、もう一覧表でいいですよ。

隣の霧島市妙見温泉の観光協会、これ、ホテルの名前が、住所ももちろん電話番号も入ってるんですが、全部マップコードがついてますよ。熊本の黒川温泉もそうですよ。

だから、どこどこに行きたいと、その10桁の番号を入れるだけで、もう、ひとりでに車が案内してくれる。ぜひ、活用していただきたいと思うんですが、このことについていかがですか。

○市長（笹山義弘君） 大変有効な手だてだというふうに思いますので、今後、実施の方向で検討させていただきますと思います。

○10番（和田里志君） ぜひ、そういうことで取り組んでいただきたいと思います。

それと、今後いろんな形で看板等も設置されていくかと思うんですが、例えば、少し提案させていただきますが、掛橋坂ですけれども、ここは、行く先の、行くための看板は当然なんです、実際に掛橋がかかってたところ、このパンフレット等では示されてますよね。そういうところにも、ちょっとした看板、あるいは、さっき言いましたQRコードを使って携帯電話で撮れば、一々看板に大きく書かなくても文字情報で、電話で見れるわけですから、携帯電話で見れますから、そういったのを設置してほしい。

また、竜ヶ城の磨崖梵字ですかね、これもまた、非常に魅力的なところなんです。ここも、ずっと1周できるようになってますよね。道がちゃんと整備されております。

ただ、私は、2月11日だったと思うんですが、行ってみました。その時点でも、一部、崖から岩から水が出て、ぬかるんで行けないところがあるんです。だから、ちょっと長靴でも履いてないと1周できないというふうなこともあります。そういったのも、簡単にできる整備ですから、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

ただ、この梵字については、そばに行ってもなかなか、今度は逆に見えないんです。離れて、だから例えば展望所みたいなのを、今後、将来整備されるのであればそういう、見学、一望できるような施設をつくったほうがいいんじゃないかと思っております。

また、蒲生の大クス、あるいは戦没碑、ふるさと交流館、せっかくすぐ近場にいいところがあるんですが、つながってるんですが、交流館になかなか足を運んでくれる人が少ない、てなのがあるかと思えます。これも順路……。

あ、終わります。

○議長（玉利道満君） これで、和田里志議員の一般質問を終わります。

次に、13番、湯川逸郎議員の発言を許します。

○13番（湯川逸郎君） 登壇

皆さん、おはようございます。

平成25年第1回定例会で、2番目に発言の許可をいただきました湯川逸郎でございます。

国政においては、金融政策、機動的な財政政策、民間投資に喚起するための2013年度一般会計予算が92兆6,115億円、また、13兆円を超える2012年度補正予算を合わせた15か月予算が議論され成立いたしました。

本市においては、新市が誕生し4年目の、まちづくり施政方針、当初予算が上程されました。

本市の一般会計予算規模は、歳入歳出予算総額274億7,700万円であります。

内容的には、児童数が増加した建昌小学校から分離し平成27年4月開校予定の（仮称）松原小学校新設事業費、企業立地促進に関する事業や観光事業、スマートインターチェンジ新設に伴う測量経費や、重富海岸の駐車場等を含んだ歳入歳出予算で、市民の目線で、市民と直結する施策や、これまでの事業のおくれ等が、本格的に推進が図られるものと思えます。

このような状況をもとにいたしまして、さきに通告いたしました3点について、一般質問をいたします。

質問の第1点は、加治木港周辺を活用したまちづくりと機能強化についてであります。

内容的には旧加治木町まちづくり構想でありました「観光を生かしたまちづくり」で、加治木港及び黒川を活用した、親子の触れ合いの場としての海つり公園構想はどのように取り扱われているのか、また、国道10号線が通行不能となった場合の対策として、客船寄港誘致事業等は考えておられないのか、お伺いいたします。

質問の2点目は、市内の通学路及び生活道路等の安全対策についてであります。

内容的には、市内の小学校、中学校全域において、児童生徒が安心安全に通学できる体制を整備することは最も大切なことであると考えます。

今回、平成24年度の「始良っ子」子育て審議会の報告書が提示されました。

地域における取り組みの視点において、子どもの登下校の安全を確保するために、交通事故防止を中心とした見守り活動やスクールゾーン対策委員会を計画的に開催し、家庭、学校、地域、事業所、関係機関等の情報を共有することが大切だと示されておりますが、現在、通学路、生活道路等で、危険箇所が何箇所あるのか、また、改善要望は何箇所出されているのか、道路管理者としてどのような対策を講じていかれる考えかをお伺いいたします。

質問の3点目は、児童手当を活用した給食費の納入条例制定についてであります。

内容的には、市内の小学校、中学校において、給食費未納者の人員と未納金額はどのように処理されているのか、お伺いいたします。

未納者対策として、県内で給食費納入のモデル校等は調査していないのか、あわせて、未納者に対しての法的手段はないのか、お伺いいたします。

また、児童手当を活用した給食費の納入条例を、市独自で制定される考えはないか、お伺いいたします。

以上、3項目について質問いたしますので、市民の方々にわかりやすい誠意あるご答弁を求めます。あとは一般質問席にてご質問いたします。

○市長（笹山義弘君） 登壇

湯川議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち、2問目の市内の通学路及び生活道路などの安全対策についてと、3問目の児童手当を活用した給食費の納入条例制定についてのご質問につきましては、教育委員会のほうで答弁いたします。

1問目の、加治木港周辺を活用したまちづくりと機能強化についてのご質問にお答えいたします。

議員ご質問の海つり公園構想につきましては、合併前の加治木町の総合振興計画では、観光資源の発掘、整備の中で、新たな観光資源の整備に努めることとしておりました。

本市の総合計画では、合併前の加治木町の全ての構想、事業及び計画などをそのままの形で引き継いでいないため、海つり公園構想につきましては、本市の総合計画には盛り込まれておりません。

しかしながら本市は、加治木港や黒川など、数多くの、海に親しめる貴重な空間が存在しており、今後、市民の憩いの場であると同時に、観光的な面からも研究していきたいと考えております。

また、客船寄港誘致事業などにつきましては、合併前の加治木町総合振興計画では、加治木港と県庁周辺とを結ぶ災害時の航路の確保を要望するとありました。

現在、加治木港は、貨物の取り扱いをはじめ、災害緊急時には、空港などへの海上交通の起点とし

ての役割が求められることから、県の事業により5,000 tバースの整備がなされました。

今後も、県では船舶の大型化に伴う岩壁の整備や、自然災害時の海上交通確保のため、緊急時に利用が想定される奄美沖縄航路のカーフェリークラスの船舶に対応可能な岩壁の整備が必要であるとしております。

現在、客船寄港地としてはさまざまな問題もあり、路線が撤退している現状ではありますが、今後も、新たな企業誘致や港町の活性化を図るためにも、さらに県との懇話会や会合を通して要望してまいります。

○教育長（小倉寛恒君） 2問目の、市内の通学路及び生活道路などの安全対策についてのご質問にお答えいたします。

安全な社会を実現することは、全ての人々が生きる上で最も基本的かつ不可欠なことで、特に、子どもの安全を確保することは、何よりも最優先されるものと考えております。

昨年4月に、京都府、愛知、千葉県で、相次いで登校中の児童生徒などの列に車が突っ込み、多くの死傷者が出ました。この事故を受けて文部科学省は、道路管理者、警察、市町村教委、保護者代表によって構成される通学路検討会議を設け、通学路の緊急合同点検を行うよう指導がありました。

本市では、全ての小学校から通学路の危険箇所として報告があった合計93か所を、道路管理者、警察、保護者、学校と一体となって点検を実施し、危険箇所の対応策についても協議を行ったところがあります。現在、93か所のうち63か所については、通学路の変更、PTAや学校安全ボランティアによる見守り隊の配置、信号機や横断歩道の設置など、本年度中に対策を完了する予定です。

未対策箇所の30か所については、ガードパイプや外側線、ミラーの設置、道路改修など、工事を伴う箇所ですので、次年度以降、道路管理者が計画的に対応することになっております。

教育委員会としましては、今後も各学校に対し、スクールゾーン対策委員会を計画的に開催すること、学校安全ボランティアによる見守り活動を促進すること、保護者、地域及び警察などの関係機関との連携をさらに深めること、学校周辺の実態を踏まえた通学路の安全確保に万全を期すよう指導してまいります。

次に、3問目の児童手当を活用した給食費の納入条例制定についてのご質問にお答えいたします。

学校給食費の未納については、未納者に対し電話や文書による催促を行い、滞納期間が長期にわたっている方に対しては、支払い計画書を提出させたり、個別に面談を行い、支払い指導を実施したりしております。

未納問題については、多くの市町村が本市と同様の課題を抱え、給食費の未納の徴収を行っており、その対策として、本市と同様な手続で徴収に取り組んでおり、モデルとなるような例は寡聞にして承知しておりません。

また、未納者に対する法的手段につきましては、始良市学校給食の給食費未納者対策に関する事務処理要領第7条に「教育委員会は、未納給食費の催告、納入相談及び学校給食費納付誓約に同意しない保護者、または、納付制約に同意したにもかかわらずこれを履行しない保護者に対しては、必要に応じて裁判所の支払い督促の申し立て手続きができるものとする」と定めており、法的手段はとれるようになっております。

児童手当の制度は、父母その他の保護者に児童手当を支給することにより、生活の安定を図り、児童の健やかな成長に資することを目的にしております。

児童手当を活用した給食費の納入については、児童手当法及び始良市児童手当等事務取扱規定に基づき、受給者から給食納入の申し出があった場合に、児童手当から学校給食費を徴収することは可能となっております。

本市においては、これまでも、児童手当が支給される際に、保護者の同意を得て給食費の徴収を行い、徴収率も向上してきておりますので、条例を制定することは考えておりません。

以上で、答弁を終わります。

○13番(湯川逸郎君) 1問目について、私のほうとしましても随時質問してまいりたいと思います。

この加治木港の件につきましては、同僚議員もその視点的な点を指摘しながら質問されておられた状況でございますが、私のほうといたしましては、その中で最も子どもたちが喜ぶ、あるいは憩いの場、あるいはコミュニティの場ということを考えてときに、海つり公園構想の中で、加治木港、黒川を活用した親子の触れ合いの場として、市民の憩いの場としても、海つり公園を建設し、地域活性化に取り組まれることが大切じゃないかと思いますが、このことにつきまして、先ほど答弁もありましたが、もう一度伺いたいと思います。

○加治木総合支所長(石原格司君) お答えいたします。

今、議員仰せのとおり、加治木港は近くには黒川岬もありますし、ロケーションとしても、目の前に錦江湾が、また、桜島と、最高の環境でございます。

親子の触れ合いの場としても最高の場でありますけども、加治木港は、本来の目的は商業港であります。先ほどもありましたとおり、貨物の取り扱いとか災害緊急時の海上の輸送の、貴重な役割を持っております。

その中で加治木港は、非常に交通アクセスがいいという部分もあります。それと、加治木港は、商業港でありながら貴重な釣りの場所でございます。釣り雑誌や新聞、インターネットなどの近場の好釣り場として紹介されております。

それにあわせて、車を岩壁ぎりぎりのところまで乗り入れができるという、利便性や安全性においても、家族での釣り場としては有名な場所でもあります。

ただ、これらは、本来の目的は商業港でありますから、この状態を自治体として推進する立場ではないわけでありまして。そういう意味から考えますと、当然、そういうような、こういう場所での釣りを推進するちゅうようなことになりまして、海つり公園とか、そういう構想を持って、過去には旧加治木町の中でも、総合振興計画の中で上げてたわけですけども、県の振興計画、港湾課、それと、漁業権を持っております錦海漁協、そういうところも、十分に調整を図らなければならないと思っておりますので、十分に今後も研究してまいりたいと思っております。

○13番(湯川逸郎君) なぜこういうふうには私は申し上げるかといいますと、実は、鹿児島市の海つり公園に私も出向いたときに、鹿児島市の市民だけでなく、始良市から、親子連れで多くの方が来ていらっしゃいました。そして、楽しそうに親子の会話がなされておりました。

その中で、私も耳にしながら、また、お聞きしたわけですが、始良市にもこのような場所があったらよいのになあ、という会話がなされました。どうしてかなと。可能性は十分にあるんじゃないかと、私は、これは思います。というのが、先ほどの答弁で、コミュニティ活動の充実を図るんだという言

葉が入っております。

このコミュニティとは、どういう意味のコミュニティなのかわかりません。

そこで、青少年育成の上でも建設されることを望みますが、市長のお考えをお聞かせください。

○市長（笹山義弘君） 議員ご指摘の、今お聞きしました点で申し上げますと、親子間でございましたら、恐らく、コミュニケーションということになってこようというふうに思います。

私どもが考えますコミュニティといいますのは、自治会を含めて、自治組織をどのように単位をつくっていったら、それを、どのように地域の活性化につなげていくかということで、今、計画を進めつつあるところでございますが、このことは、少子高齢化が進む中で、これは市内全域の事象でございますから、そういうことでさしていただいとることでございます。

それで、海つり公園のことにつきましては、先ほど支所長が申しあげましたように、実態としては都城市あたりからも、季節によっては、釣りに、たくさん来ておられる状況でございます。

この事象は承知しておるところでございますが、商業港であることから、本来ならば釣りをするという施設ではないわけでありまして。そういう施設の整備ということになりますと、この港湾のいろいろな条件等々がございますので、そういう意味から、今後とも県及び漁協関係者とも協議をしながら研究してまいりたいというふうに思います。

○13番（湯川逸郎君） この、海つり公園のことに対しましては、非常に、市民の方々、あるいは県内の方々も注目しておるわけですが、今、市長のほうでは、目的的なものがちょっと違うんじゃないでしょうかねというような形で答弁がなされたようでございますが、やはりこのコミュニティというのは、どこから生まれるのかと、その自治会だけじゃなくて、お互いにその施設を活用させてもらってコミュニティも沸くわけです。そして、いろんな情報も提供ができるわけです。

そういうものを考えたときに、じゃあ、一方的に行政のほうかふたをしてしまえば終わりです。前進的な形で考えてほしいと思っております。

黒川の魚つき林というのは、非常に合併のときに問題視されました。非常に頼もしいことであつたと思っております。ですが、そのことが途中で、途端に消えてしまったわけです。

あの、美しい黒川の浜が全く活用されないのかなということで、どのくらいの活用のお金が要るのかなと、逆に、その海つり公園を取りやめたということであれば、どのくらいの費用を構想されていらつしたのか、そのあたりがあつたらお示してください。

○加治木総合支所長（石原格司君） お答えいたします。

費用についてでございますけれども、全国にも至るところで、要は、海つり公園を建設し、地域の活性化に寄与してるところでございますけれども、この建設費用は、情報類いろいろ調べてみますと、全国的には一番建設費の安いところでも、やっぱり7,000万円を要しているようでございます。高いところではもう、10億を、その海の中での状況にもよるんでしょうけれども、10億を超すところもあるようでございます。

以上でございます。

○13番（湯川逸郎君） 一般質問でこれだけ海つり公園を申しあげましたので、全市的に、前向きで、

子どもたちの育成のため、青少年育成のための建設ということで、市長に大いに振るっていただければと思います。

次に入ります。

国道10号線が8.6水害において通行不能となって、交通手段として、船での通勤がなされました。また、国道10号線、交通渋滞の緩和と加治木港を活用したまちづくりの上でも、客船寄港の誘致事業は考えていらっしゃるのか、いらっしゃらないのか、この文章であれば、県とは交渉はしておりますということでございますが、どこまで交渉が進んでいるのかも見えません。

当時、この船での通勤がなされたこの状況を鑑みますと、何人ぐらいが船舶を活用され、そして通勤されたのか、その期間が非常に長うございました。加治木港としては、大切な港だということで認識されたと思いますが、そのあたりの、当時を思い起こして、もう一回、国道10号線の渋滞緩和を図る考えはないか、お願いいたします。

○加治木総合支所長（石原格司君） 繰り返しになりますけれども、この加治木港は、県でも建設時から、特に、砂とか砂利とか、セメントとか、そういう貨物の取り扱い等が主になっております。年間81万と、入港の船舶、積算しましても600隻もの利用の実績があるわけでございます。

県が管理する中港湾、41港ありますけれども、重要港湾は5港ですかね。その中でも加治木港はその一つで、地域経済の発展に重要な役割を果たしているわけでございます。

加治木港も、その中でも10番目ということで、かなりの実績があるわけでございますけれども、今、議員が言われました自然災害時、あるいは、いわば渋滞時の解消という問題で、国道10号線の4車線化もいろいろと、国の段階ではいろいろな、まだ、問題も残っているようでございますけれども、進めておられるようでございます。

ただ、県の中では、特別にこのことを取り上げて交渉はしてはおりませんけれども、いろんな場では話が出たこともあります。そういうレベルでございますけれども、ただ、ここに寄港を、いけば誘致ということでございますけれども、なかなか臨時的に、そういうことで当時は臨時的な運行ということでございましたけれども、採算が合わないということで、なかなか企業も、いわば商船会社といえますか、そういうところも食指を伸ばさないところが実態でございます。

以上でございます。

○13番（湯川逸郎君） 今回の答弁で明らかになりましたのは、沖縄航路のカーフェリークラスの船舶に対応するような岩壁の整備が必要であるということでございます。このことにつきましては、国の事業として取り扱っていただいて、やはり市も、一生懸命運動でもなさったらどうかと思います。そのようなことを、この問題点は、若干、表に出ましたので、今後、大いに、船舶の寄港を誘致されることを望みます。

次に2点目の、市内の通学路の問題でございます。

この答弁におきましては、93か所危険箇所があります、これも調査しました、ということで答弁を受けております。しかし、その中で63か所、まだ改善もされておられませんと、これから徐々に行ってまいります。その中におきましては、63か所のうち30か所がまだ行われていないという実態がわかりましたので、このことにつきまして、実は、教育委員会任せじゃなくて、やはり、道路管理者として、当然、行わなければならないところがいっぱいあります。そういうものが、年次的にも、回答で

はやっていきますということでございますので、これはよしとして、本当にこのスクールゾーンの対策委員会として、通学区分の中、この、しやすいようでしにくいのが自動車の交通量の問題、あるいは速度の問題、そういうものでございます。子どもたちが、私も立ちますけれども、やはり、気をつけなさいよという言葉しか言えない。

じゃあ、自治体としてどういうふうにしていったらいいのかということが必ず出てくるわけです。その中で、自動車の車道区分が本当にわかりづらいんです。このわかりづらい箇所が、市のほうとしてどのくらいつかんでいращやるのか、その報告をしていただければと思っております。この件につきましては、事前に通告しておりますのでおわかりかと思いますが、よろしくお願いいたします。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） お答えいたします。

昨年の7月から8月に行いました通学路緊急合同点検の結果ではございますが、7か所ほど報告をされております。内訳といたしましては、県道3か所、それから市道4か所でございます。

○13番（湯川逸郎君） ここで、数字が出てきましたが、やはり、車道区分、あるいはわかりづらい箇所、そういうものが、本当に、運転する立場としても早急にしてほしいなと思えます。

それと、次の項目に移りますが、これも同じように行政のほうの教育委員会部門だけじゃ片づけられないことでございます。

児童生徒の身の安全性、安全上、要望や改善箇所を早急に対処すべきと思えますが、伺いますが、また、生活道路等で児童生徒の通学路として活用している、歩道と車道との分離帯がない市道において、通学の安心、安全面から歩行者線の敷設が必要と思えます。これは、先ほど言いました車道の区分じゃありません。今回は、歩道と車道との区分のことでございます。この幅員が小さいところであれば、当然、これは引けませんと言うかもしれませんが、やはり、車が離合できるぐらいの道路であっても、こういう箇所が何箇所とあるようでございます。そのようなことを考えたときに、どのように対応されるのかをお伺いいたします。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） 先ほどの教育長の答弁の中でもございましたように、外側線なり、道路車道分離標というんですが、などの設置を行いまして、93か所のうち63か所は改善をしているところでございます。

今後、防護柵の設置や警戒標識の設置、車道分離標、それから、ご質問の歩行者線の設置を行いまして、警察署との協議もあるんですけども、この協議を行いながら改善に努めてまいりたいと思っております。

○13番（湯川逸郎君） 早急にしていただきたいと思えます。というのは、新学期が始まります。その前で、残った予算あるいは当初予算を活用してでもそういうような方向性、あるいは追加補正がまいりますので、そういうものを利用して早急に対策していただければと思えます。

それと、この件につきましてもう一つは、どこが権限があるのかなということで、私はお伺いいたします。

通勤通学の時間帯におきましては、やはり、市道の速度制限が示されております。市で速度制限は40km/h路線ということで、ほとんどの車が實際上、制限外で通行しているのが現状であります。こ

の40km/h規制は、30km/h規制とか、そういうふうな規制は市のほうでなさるのか、交通安全協会がなさるのか、警察のほうでなさるのか、どのような対応でなされているのかをお伺いいたします。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） お答えいたします。

速度の規制、それから停止線などの停止の規制線、そういう交通の規制に関する件に関しましては、交通管理者であります警察署のほうが行います。

○13番（湯川逸郎君） この質問は、実は、せんだって南日本新聞のほうの広場でも上げられておりますが、やはり、狭い通学路で、見通しも悪いところがたくさんあります。そうしたところで、やはり速度制限は、非常に、今の場合でもスピードオーバーをして走ってまいります。そういうものをやはり通勤、通学、あるいは普通の、始良市の場合は官公庁への抜け道としまして、狭い道路を走ってまいりますので、そのあたりの規制を強く要望される必要があるんじゃないかなと思います。制限速度を30km/hにしてくださいという要望も、実は私のところには届いております。

こういうことを考えますと、取り締まりの強化、あるいはそういう要望がどのようにして、今後、処理されていかれるのか。以前、西之妻の道路は30km/h規制をした覚えがあります。そしてその後、工事があり、その制限速度の標識がなくなりました。それが西之妻の中通り線です。変則な十文字に入る交差点に入る手前の道路です。今、二連ボックスへ入る、あの路線は、以前は通行できませんでしたので、そこを大型が入ったりします。そのあたりの規制というのが非常に難しい状況に、今、なっていますので、これについてどのように道路管理者として考えていらっしゃるか、お伺いいたします。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） 先ほども申し上げたんですが、その通行規制等は道路管理者ではなくて、交通管理者が規制を行いますので、それに対してはちょっとここではご答弁ができません。

○13番（湯川逸郎君） やはり、このような取り締まりの強化も市としても要請する必要があるんじゃないかなと思います。

速度制限は、標識どおり40km/hのところはほとんど60km/h、70km/hで走ってくるのがほとんどでございます。今、市役所から入ってくるこの道路でも。そうしますと、船津線に入る道路もそのまま下り道路ですので走ってきて、やはりそのあたりは地域の人たちが横切ることもできない。そういうことも出ておりますので、警察のほうにそのような旨をして、喚起を起こしていただければと思います。

それと、先ほども車の3車線のことでも申しましたが、夜間や雨天時において、生活道路として、そして道路管理者として、非常に見やすい、見にくいということで、いろいろな情報が入ります。そういうところを見受けますと、苦情のほうが多いんです。中央線の見にくい、それから車の停止線、先ほども語りましたが、白線が薄いとか、あるいはどこに行ったらいいのかというような形の、どちらにぬけたらいいのかというような形なんかも苦情が来ます。そういうことも、やはり、市としても情報提供がそういう細かなことがないと思いますので、非常に危険であります。

それともう一つ、国道と県道、市道におきまして、加治木町のほうから始良町に、旧始良町に来ま

すと、あの川を渡ったと同時に暗くなります。そういうものを実態としますと、やはり、照明等の関係で、まあ、電気は使うなという報告かもしれませんが、そういうものが非常に薄くなっているのが現状でありますので、これも普通の生活道路として、あるいは市道として、国道としても総点検を行うべきじゃないかなと思いますが、どのように考えていらっしゃるかお伺いいたします。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） 街路灯の設置についてでございますが、街路灯は交通量の多い道路、それから、交差点などに設置をしております。道路が暗いというふうなことになりますと、それは防犯上のことになろうかと思っておりますので、防犯灯などで対処できればというふうに思っております。

○13番（湯川逸郎君） 私がたらい回しにしてくださいということじゃありませんので、十分、今、言いましたことは、そういうもので、対策協議会の皆さん方で、お互いに共有した認識を持つべきじゃないかということで申し上げましたので、十分検討してください。

次に、これは今回の場合は、非常に目につきやすいことで申し上げます。自転車通学している生徒は、横断歩道で自転車からおりて横断歩道を渡って登下校しているところもございます。これは、非常に交通安全、あるいはそういう、外見から見まして、非常にいいよねという嬉しい意見を受けております。

そのようなことを考えますと、やはり、市として見本的に活用されたらどうかということ、生徒の身の安全を確保するためにも、また、市民の目線においてもほかの学校でも同じような方向性を、統一した見解を出すべきじゃないかなと思いますが、やはり、これは学校の管理者のほうの責任だということ、一方的な表面から見たらこれはできませんので、ひとつの美德というところがあったらそれを活用して、全市に反映したら活性化につながるんじゃないかなと、そして、交通渋滞これ、交通事故もなくなるんじゃないかなということで私は申し添えます。これは、どのように考えていらっしゃるか、教育委員会のほうの答弁、それから、道路管理者のほうの答弁を求めます。

○教育長（小倉寛恒君） 道路交通法上、自転車は軽車両という扱いになっています。したがって、自動車と同じような扱いを受けるわけでございまして、例えば、横断歩道を渡る場合には、これは中学生に限らず全ての自転車、乗ってる者は、おりて押さなきゃいけないわけです。

自転車横断帯というのがあるところ、これは今、始良市内では、帖佐駅と10号線の、あの交差点が1か所しかないと思いますけれども、そこだけが自転車に乗ったまま横断できるというところでございます。あとの横断歩道は全て、大人も子ども問わず押して歩かなきゃいけないということでございます。

中学生に対しては、日ごろから指導して徹底してるところもあります。徹底、まだなされてないところもあります。昨年は、そういう事故の多かった中学校では、5月に県警と、それからJAの協賛を得て、スタントマンを使った交通安全教室を開いて、その結果か知りませんが、本年度24年度は、いわゆる事故件数も4分の1に中学校の場合は減っております。

今後、やはりそういった道路交通法を遵守するという基本は、指導の徹底を図っていきたいというふうに考えております。

○総務部長（屋所克郎君） 危機管理の立場から申し上げます。

今、教育長のほうから答弁ありましたようなことですので、いろんな方法で市民の方には啓発をしてみたいというふうに思います。

○13番（湯川逸郎君） やはり、市としても、本当いいところは皆さんに普及、徹底させるべきじゃないかなということを申し添えます。

次に、児童手当の件と給食費との関連性について、質問させていただきたいと思います。

この、給食費につきましては、非常に外見から聞こえてくる言葉が、ないでなち、ないごてなち、義務教育やっどがなっちいう言葉。じゃあ、本人たちの生活にどうかといった場合に、あげなひとたもなという声が聞こえます。じゃあ、誰がそれを注意するのち、そこになったときに誰も言おうとしない。言いつらいから言わないだけのこと。あえて、言いつらいことを申し上げます。議場の中で申し上げます。

給食費未納者は、どこが責任持って徴収されるのかをお伺いいたします、まず。

○教育長（小倉寛恒君） 給食費の徴収の仕方は、それぞれ旧町ごとといたしますか、今現在で言いますと、地区ごとに違うところあります。始良地区においては、学校に直接納入する形でございます。蒲生地区においては学校で徴収して、それをセンターに納めるという形をとっております。加治木地区においてはPTAないしは子ども会という地域の単位で集めて、それをセンターに納めるということでございますが、未納者に対しては学校が、それとセンターが責任を持って対応しているということで、基本的なシステムとしては学校が徴収するという基本は変わりません。

○13番（湯川逸郎君） 全体でお願いしたいと思っております。

やはり、こういう未納金というのは、どこから出てくるお金の問題かと申しますと、次に、質問と同じように、給食の原価ということがあると思います。給食センターをつくります、それは市の税金です、市民のお金です、そして、給食には今度は賄い費もございませう、人件費もございませう。これは、全部税金です。そういうことを考えますと、原価と、じゃあ、児童生徒1人当たりの給食費ってなった場合に、どこまでを指して給食費の設定をされているのかということでございませう。これについて、事前にお渡ししてありますので、答弁ください。

○教育長（小倉寛恒君） 給食費の原価そのものは、なかなか割り出せないところがあります。それは、この始良地区の場合には自校方式で、それぞれ、まあ、光熱費、いわゆる水道費と電気代、こういったものは学校の全体の使用料の中に溶け込んでおりまして、それを給食用にも使用しているということでございまして、どれだけそれがかかっているかというのは割り出せないというところがあります。

ただ、それは別にして考えますと、始良地区では202円かかっております。それから蒲生地区で345円、始良地区のセンターでは166円と、そういう、まあ、原価といいますか、1人当たりの給食費というのはかかっています。

子どもたちから、いわゆる保護者から徴収する給食費ってのは、これは、いわゆる食材費に充当されるわけでございます。小学校で大体どこも220円程度、中学校で260円程度、これは、いずれも給食の食材費に充てられる経費ということになります。

○13番(湯川逸郎君) 202円、345円、166円、食材費では220円、260円ということが出ましたので、これを基本にいたしまして考えますと、じゃあ、小学校は6年間、中学校は3年間給食があります。で、給食の未納者でその中におきまして、始良市内で6年間全く給食費を払わなかった人、何人いらっしゃるのか。中学校の3年間で、全く同じように給食費を払わなかった方が何人いらっしゃるのか。というのが、先ほど、最初に言いましたように、義務教育やろという言葉が出てくるんです。それとのつながりの給食費の未納、何人ぐらいの未納者が、とそれと、給食費の未納残金はどのくらいになってるか、お伺いいたします。

○教育長(小倉寛恒君) 小学校で6年間、全く支払わなかったというのはおりません。中学校では1人だけおります。3年間支払わなかった。金額にして約14万程度。この生徒に関してはもう卒業しておりますけれども、保護者も、いわゆる自営業の店を畳むなどをして、生活上は非常に、経済的には困窮している状況にあります。しかし、催促、督促だけは学校から課されているところでございます。

○13番(湯川逸郎君) 私もびっくりしているんですが、6年間誰もいないと。中学校は1人だということが実態として出てきました。やはり、6年間全くということは非常に、あるいは、その中でも1年間、2年間、3年間というようにぶっ続けていらっしゃる方もいらっしゃるかもしれませんが、やはり、そういう方々はどういうふうに対処したらいいのかというのが出てくるわけです。

で、先ほど、答弁の中では、法的なものがなされております、始良市学校給食の給食費未納者対策に関する事務処理要綱第7条ということで、法的にはありますよ、と。じゃあ、ありますよというのが出ました以上、それは、未納者は時効がありますか。

○教育長(小倉寛恒君) 一般的に学校給食費の性質をどう見るかということにもかかわってくるわけですが、一般的には私どもは私会計方式という考え方をとっております。他の全国で見ますと、ごくわずかなところに公会計、公の会計方式をとっているところもございます。それは、自治法の総予算主義という考え方にのっとって、この議会で予算を編成して予算を議決してもらう。そして、保護者から給食費を徴収すると、そういう形をとっているところもありますけども。先ほど申し上げましたように、学校は基本的に徴収をして、それをセンターで運用するという形をとっておりますので、これは、私会計方式、いわゆる私債権、私債権という捉え方をしております。そういう意味では、民法の173条の事項を、いわゆる2年間で援用がなければ消滅してしまうということでございますので、その時効の中断を図って、さまざまに催促、督促はしているという状況でございます。

○13番(湯川逸郎君) 督促をずっとしていただければ、それは可能かと思いますが、やはり、時効がなければということで私は述べました。答弁では、私債権として2年間の猶予がありますよと。で、先ほど、中学校1名、小学校はない、けど中間がありますよと言わんばかりですが、そういう方々の対応は、やはり、時効がなければなくて、卒業してからの徴収ちゅうのも出てくるわけですので、時効を中断させないように、卒業してから徴収していけばよろしいんじゃないかなと思いますが、そのあたりの観点はどのように触れますか。

○教育長（小倉寛恒君） 過年度分の未納費を徴収するっていうのは、現在、もうそれぞれの学校で鋭意取り組んでるところでございます。ただ、中学校卒業し高校に行き、またさらに就職ないしは大学進学という状況になってくると、非常に情報が希薄になってくるということで、いわゆる、取りはぐれてしまうということは、ままあるわけでございます。

とにかく、現年度において給食費は徴収せよということを、今、学校には厳しく指導しているところでございます。過年度分を取り損なうということは非常に往々にして起こりがちでございますので、徹底して現年度で徴収するということを鉄則にして、指導しているという状況でございます。

○13番（湯川逸郎君） 逆に今度は、給食費を徴収しないでよいですよという児童、生徒の基準というものはあるんですか。

○教育長（小倉寛恒君） 給食費は払わなくていいという対象者はありません。全ての給食を提供を受けてる者は、全て支払わなくてはならないわけでございます。いわゆる、生活保護受給者は、いわゆる要保護家庭においては、教育扶助の一つとして、一環として、学校給食費というのは100%充当されているわけでございます。それには至らなくても、いわゆる準要保護といわれている家庭におきましても、就学援助費として8割程度の給食費の充当がなされております。

しかし、始良市内全体で要保護、準要保護者で支払っていない者はありません。全部支払って。要するに、払ってない者というのは、そういった要保護、準要保護家庭以外の者であるということで、ここは大きな問題だというふうに捉えております。

○13番（湯川逸郎君） あと3分しかありませんので……。

私は、今、教育長のほうから言いましたように、徴収しないでよろしいですよというのの一つの基準というのは、要保護じゃないかなと、あるいは生保の中で扱うんじゃないかなということは懸念されましたので、一応、報告しておきます。その中におきましても、やはり、生活の水準の中では支給されておりますので、ぜひ、それを徴収していただければと思います。

そして、どうしても基準がなくて、未納対策として児童手当から直接納入する条例というのは、今回の場合は必要は考えておりませんということでございますが、じゃあ、未納者、先ほど、2年間の猶予の中におきまして、徴収する方法としましては、昔ありましたように学校給食の給食費納入袋、そういうものを家庭に届ける方法を、子どもたちに出す方法を考えられないのかお伺いいたします。

○教育長（小倉寛恒君） 徴収の仕方はそういった、今はほとんど口座振り込みの形になっておりまして、袋で徴収するという形は今、非常に少なくなっているわけでございます。未納者に対しては、返済計画を立てさせて、それか、児童手当などから同意を得て、そこから払ってもらうということで、今、一定の効果が上がっておりますので、それを繰り返しやっていきたいというふうに考えております。

○13番（湯川逸郎君） ぜひ、完納形態に持っていかれることを期待いたしまして、質問を終わります。どうも、ありがとうございました。

○議長（玉利道満君） これで、湯川逸郎議員の一般質問を終わります。ここで、しばらく休憩します。
10分程度といたします。

（午前10時59分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時09分開議）

○議長（玉利道満君） 一般質問を続けます。次に本村良治議員の発言を許します。

○1番（本村良治君） 登 壇

傍聴席の皆さん、こんにちは。朝早くから傍聴ありがとうございます。私は、議席番号1番の本村です。

さきに通告しました、4項目について質問いたします。

まず1点目、火葬場の整備について。要旨1、火葬場の道路の整備について、どのような構想を持っているか。2、市有地の周りに水路が通っていますが、その調査を行ったのか、また、結果はどうだったのか。3、合併推進債を利用したときの建設費の試算はどれくらいになるか。4、推進債の償還はどのように考えているか。5、現在の予定地以外にどのような場所が検討されたのか、また、その候補地が決定から外れたその理由を具体的に明確にせよ。6、地域住民への説明会はどのような手続で考えているか。

項目2、交付税削減の影響について。1、このことについて、市長の基本的な態度はどうか。2、市の交付税の削減額はどのようになるのか。3、削減の結果が、始良市の財政、特に新規事業にどのような影響を与えるか、具体的に説明せよ。5、給与の削減は職員の業務推進にどのような影響を及ぼすと考えているか。6、国は地方分権を言いながら、このように地方に対して一方的に給与削減を求めるやり方には地方分権との整合性があるのか、また、職員の給与の決定の仕方になじむのか。

3項目め、子育て支援について。1、児童福祉法はどのように修正されたのか、具体的に項目を挙げて説明せよ。2、保育園運営に修正箇所がどのような影響を与えるのか。3、1について始良市としてどのように対応するのか。4、待機児童の解消に修正内容はどのように役立つのか。5、昨年未の段階で公立保育園における待機児童の実態はどのようになっているか。6、待機児童解消のために今後、どのような改善策を考えているか。

4項目め、在り方検討委員会の機能を明確に。1、在り方検討委員会の存在は、市民へどのような方法を使って広報されて、その存在はどのように認識されていると考えるか。2、さきの議会で教育長の答弁では、委員会のメンバーの中には保護者代表は含まれない。その理由を明らかにせよ。3、学校関係のメンバーの選出基準はどのようになっているか。4、委員会の議論へ、担任の声はどのように反映させるのか。5、委員会が設置されて約1年が経過するが、現在までどのような、内容について検討が行われたのか。

2回目の質問は、一般質問席から行います。

○市長（笹山義弘君） 登 壇

本村議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち、4問目の在り方検討委員会の機能を明確についてのご質問につきましては、教育委員会のほうで答弁いたします。

1問目の火葬場の整備についての、1点目のご質問にお答えいたします。

火葬場へのアクセス道路につきましては、中部横断道路の新設や周辺道路の改良を行い、施設利用者や地域の方々の利便性向上を図っていきたいと考えております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

火葬場予定地の地質調査につきましては、現在のところ行っておりません。現在の火葬場が建設から39年経過し、一部老朽化もあることから、第3次実施計画書で平成27年度に設計調査委託費を計上しておりますので、その時点で実施する予定としております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

火葬場の建設に関する合併推進債の対象事業は、実施設計、建物の建設、駐車場の整備などであり、火葬場の建設は平成28年度の建設を目標に実施設計を行い、事業費を決定する予定ですが、仮に現段階で計画額としている施設整備費約9億円を事業費として試算いたしますと、その90%の8億1,000万円が合併推進債の充当額となり、残りの9,000万円が一般財源であります。

4点目のご質問についてお答えいたします。

合併推進債は、銀行などの民間資金からの起債とし、償還期間はおおむね20年の期間を予定しております。

5点目のご質問についてお答えいたします。

火葬場の候補地につきましては、平成24年第4回定例会でお答えしましたように、副市長と関係部長による候補地選定委員会を開き、3か所が市有地、5か所が民有地で、合計8か所の候補地から、4つの評価ポイントにより選定いたしました。1点目は、利便性かどうか、2点目は、学校、病院、密集した住宅などが近くにないか、3点目は、用地取得が容易にできるか、4点目は、造成費、用地費などの建設コストが多額にならないかの項目で調査、検討した結果、新しい火葬場の建てかえ場所につきましては、現火葬場の道路真向かいにある市有地を候補地に決定したところであります。

6点目のご質問についてお答えいたします。

周辺の鍋倉及び納屋町の自治会長と2回ほどお会いして、火葬場建てかえについての協力依頼と、現火葬場の真向かいの市有地を候補地とし、今後、作業を進めたい旨のご説明をいたしました。地域の皆様には、都市計画法に基づく県への事前協議書作成の段階でご説明したいと考えております。

次に、2問目の交付税削減の影響についての1点目及び6点目までのご質問につきましては、4点目から6点目までのご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

地方公共団体の職員の給与等については、地方自治法第204条第3項の規定により市町村ごとに条例で定めることとなっております。また、地方公務員法第24条第3項には、職員の給与は生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員、並びに民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定めなければならないと規定されております。

今回の給与の削減につきましては、東日本大震災を契機として、防災、減災事業に積極的に取り組むとともに、長引く景気の低迷を受け、一層の地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題となっていることから、平成25年1月24日の閣議決定を経て、同月28日の総務大臣通知により、国に準じて必要な措置を講ずるよう要請されているところであります。また、県は極めて異例の措置としながら、国の意向を尊重する姿勢を見せております。

本市の方針としましては、こうした国、県の意向を鑑み、近隣市町の状況を踏まえながら市職員組合との協議の上、適切な対応をとりたいと考えております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

国の地方財政対策によりますと、平成25年度の地方交付税において地方公務員給与費を削減する臨時特例にかかる一般財源削減額は7,854億円で、そのうち、市町村分は2,749億円程度であります。平成25年8月までに行われる25年度の普通交付税算定時において、基準財政需要額を算定するための測定単位等の係数の変化によって変動しますので、確定的な数値としては決定しておりませんが、総務省が先月示した影響額の簡易試算方法に基づきますと、地方公務員給与の削減による本市の基準財政需要額への影響額は、約1億8,000万円の減額であります。地方交付税額の決定には、その他さまざまな算定基礎があることから、先ほど申し上げました金額が総じて地方交付税の影響額であると申し上げることはできません。

3点目のご質問についてお答えいたします。

平成25年度の本市の当初予算は、政権交代などの影響により、例年12月末に示されてきた地方財政計画はいまだに示されておらず、県の予算編成説明会も開催されないなど不確定要素が多い中での編成となり、地方交付税の減額については反映しておりません。今後、地方交付税の予算額に減額補正が必要となる場合には、補正予算を調整して市議会に提案させていただき、ご審議いただくこととなりますが、25年度の事務執行、住民サービスに影響しないように努めてまいります。

3問目の子育て支援についてのご質問にお答えいたします。

1点目から4点目までのご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

子育て関連3法の三党修正合意においては、消費税10%施行時に本格的に実施するとして、認定こども園法を一部改正し、幼保連携型認定こども園を単一の施設として認可、指導監督等を一本化し、子ども・子育て支援法では幼保連携型認定こども園、保育所への財政支援を行うこととされております。

また、関連整備法では児童福祉法が一部改正され、「保育所での保育については市町村が保育の実施義務を引き続き担うこと」としながら、「認定こども園または家庭的保育事業などにより必要な保育を確保するための措置を講じなければならない」とするなどの修正が行われたところであります。

保育所運営につきましては、児童福祉法及び子ども・子育て支援法により、保育を必要とする子どもに対し保育所において保育しなければならないとされていることから、待機児童の解消に努めてまいります。

5点目と6点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

認可保育所の待機児童は、平成24年10月1日現在25人で、公立保育所は6人です。

待機児童解消策としては、平成25年度に興教寺保育所を建てかえ、定員を20人ふやす予定であります。また、新たに設置する予定の子ども・子育て会議の中で施設整備などについて協議していく予定であります。

○教育長（小倉寛恒君） 4問目の、在り方検討委員会の機能を明確に、についての1点目から3点目のご質問については、関連がありますので一括してお答えいたします。

学校給食在り方検討委員会は、本市の学校給食が安全・安心で質の高い給食を安定的に提供するとともに、効果的で効率性の高い事業運営を円滑に行うことを目的に、今後の始良市学校給食の在り方

について基本的な方向性を検討するために設置いたしました。

委員の構成は、幅広い分野から意見を出していただくことや、給食運営形態が異なる3地区のバランスを考慮し、幼稚園、小中学校の代表者5人と、保護者代表6人、専門的な立場から栄養教諭1人、保健所職員1人、学識経験者2人の合計15人で、保護者の代表については、それぞれ市内の幼稚園、学校から選出していただいております。

委員の方々は、それぞれの立場において検討委員会に関連する情報の提供や収集に努めていただいております。例えば、保護者代表の1人の委員が所属する建昌小学校では、学校給食に関する興味や関心を高めるために、PTA活動の中で学校給食施設関連の先進地の研修視察を実施し、研修で学習した内容をPTA新聞に掲載するなどの広報活動も行っております。

4点目のご質問についてお答えいたします。

学校給食や食育の推進は、学校給食法や学習指導要領に基づき、各学校が実態に応じて指導計画を作成し、給食時間をはじめ各教科、道徳、特別活動などの全ての教育活動の中で実施しております。学校での指導全てに精通している校長が委員に選出しておりますので、在り方検討委員会に現場の声は届いているものと考えます。

5点目のご質問についてお答えいたします。

学校給食在り方検討委員会は、平成24年度を計画しておりました3回の検討委員会を開催いたしました。24年度は、本検討委員会の基本理念、学校給食の基本的な考え方や食育の必要性、学校給食衛生管理基準の遵守、本市の給食施設の実態などを踏まえて協議に入ったところであります。

以上で答弁を終わります。

○1番（本村良治君） 火葬場の地質調査が行われていないということですが、このことは建設費の算定に大きく影響するのではないかと思いますので、早く調査をするべきではなかったのかと思いますが、このことについて、どのように考えるかお願いします。

○市民生活部長（木上健二君） お答えします。

地質調査につきましては、先ほどお答えしましたように、実施設計をする段階において実施をしたいと思っております。調査にあたっては、3か所を20mほどボーリングをして地質調査を行うとしております。

現地にありますのは、現地をいろいろ見てみましたが、地質として特に湿気がある、そういう部分は今のところ見あたりません。現在は、自動車の練習所としてこれまで使われてきました。また、以前は、そこは昔は田んぼであったということです。それと、現在の火葬場にあっても、田んぼ、同じ条件でございます。そういうことから、今の火葬場も十分機能しておりますので、そこら辺は問題ないと思っております。

それと、水路であります、水路が南側のほうを通っております。これは、道路からの汚水がほとんど流れておまして、敷地からのしみ出した水というのは確認はできておりません。それと、現火葬場の裏手から湧き水が出ますけれども、それは道路のほうに、今、流しております。

建設にあたっては、道路と候補地の間に小山もあります。これは、今後取り崩して更地にしたいということで考えております。そういうことから、風通しも一層よくなって、条件もよくなるとうふうにご考えておるところでございます。

以上でございます。

○1番（本村良治君） 教育委員会に聞きますが、昨年の教育長の答弁では保護者の代表はまだ出てきていませんが、今回、私が手に入れた資料で、もう既に保護者の代表の名前が出ていましたが、この違いはどうして起こったのでしょうか。

○教育長（小倉寛恒君） 保護者代表は入っていないとお答えした記憶は全くないんですが、昨年この議会、第4回議会においても、この在り方検討委員会のメンバーについてはそれぞれ学校代表あるいは保護者代表、それから保健所あるいは栄養教諭、そして学識経験者と、こういう区分けでお答えしたはずでございます。まだ、第4回の議事録を詳細見てないところでありますが、そういうふうにお答えしたはずであります。

○1番（本村良治君） 去年もらった答弁書には、33ページに保護者代表は載っていませんが、これ、実質は、33ページ、載ってません。教育長の答弁とこの違いは。

○議長（玉利道満君） しばらく休憩します。

（午前11時35分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続いて、会議を開きます。

（午前11時36分開議）

○教育長（小倉寛恒君） 12月、第4回の昨年の答弁書には、学校の代表者という形で答弁書にはなっております。代表者という中には、その保護者も含まれているということでございまして、そういう区分けは、くくられて答弁書には書いてあるということでございます。

以上でございます。

○1番（本村良治君） 今のところ、もう一回詳しく説明をお願いします。

○教育長（小倉寛恒君） 学校の代表者として、学校の校長あるいは学校の保護者、そういう形でくくられて小中学校の代表者という形で、その答弁書には書いてあるということでございます。

○1番（本村良治君） できれば、次の機会からもっと明確に答弁書を書いてください。お願いします。担任の声は具体的にどのような手続で委員会に反映させるのですか。手順。

○教育長（小倉寛恒君） 先ほどの答弁書の中でも申し上げておりますように、学校給食というのは、特に食育については学校の全ての教育活動の中で指導していくわけでございます。全ての教育活動に全てに精通しているのは校長でございますので、校長がその代表者として入っておりますので、学校の現場の声というものは反映されているというふうに理解しております。

○1番（本村良治君） クラスの中の、具体的に子どもの小さい声はしっかり届いていますか。子どもの小さな声は委員会に届いていますか。そこをどのように思われますか。

○教育長（小倉寛恒君） 子ども一人ひとりの声というより、学校を代表して、その学校給食の在り方について校長が意見を述べるわけでございます。その声というのは、それぞれの学校の中で職員の中から吸収し、それを代表して述べているわけでございます。したがって、それはその学校の全ての教育活動に精通してる校長が代弁してるというふうに考えております。

○1番（本村良治君） では、検討委員会で、今後アレルギー等の事前指導のことは、また今後検討されますか。

○教育長（小倉寛恒君） アレルギーの問題につきましては、また別途、河東議員から一般質問のほう受けておりますので、その場で明らかにしますけれども、アレルギーについては、始良市は全国的にも早く今年度はもう取り組んでおります。ああいった事故が起こらない前に取り組んでおまして、その問題は、もう既に対応してるということでございます。

地産地消の問題、いわゆる地場産物をどう活用するかというのはそれぞれの方式が違いますけど、その中で最大限、まあ、目標としては30%ということがございますけれども、それをクリアして取り組んでいくということで、現在、地場産物の取り扱いについては加治木地区が37%、これは今の目標はクリアしてるんですが、あとは蒲生、始良地区はまだ19%程度ということで、今後目標達成に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○1番（本村良治君） この在り方検討委員会は、どのような形で市民に公表されていますか。

○教育長（小倉寛恒君） 現段階では、まだ審議の途中でございます。まさに在り方検討委員会としての意思形成過程でございますので、その途中途中で一つひとつ表明していくということはありませんけど、最終的には、まとめられた報告書というのは、来年の3月ごろは出てくるものと考えられますので、その段階で市民の皆さんにはご披露できるのではないかとというふうに考えております。

○1番（本村良治君） 私が言ったのはそういうことではなくて、最初、在り方検討委員会、設置されたことは市民に広報されていますか。

○教育長（小倉寛恒君） それぞれの学校の代表者が、代表者という言い方をしましたけど、保護者の皆さん、先ほど答弁書の中でも述べましたように、委員の中でそれぞれその学校の意見を、保護者の意見をまとめ上げ、また逆に委員としての今やってることなどを学校に還元してる。先ほど具体例として挙げましたけれども、先進地視察に学校のPTAの活動として視察に行き、またそれを学校PTA新聞で広報すると、そういった活動などをやっておられるわけでございます。実質的に、それは実現されているというふうに考えております。

○1番（本村良治君） それは、学校関係者にはいいですが、一般市民にはどのようにして広報されて

いますか。

○教育長（小倉寛恒君） 一番この学校給食に関心があるのは、やはり子どもを持つ保護者でありますので、保護者の方々が理解していただくということが最優先課題だというふうに考えております。

○1番（本村良治君） それでは、最後に聞きますが、この在り方検討委員会の存在は市民には広報をする必要はありませんか。

○教育長（小倉寛恒君） 学校内では、こういったことについては、こういう学校の給食の在り方については、今、市で検討していると、学校の中では校長を通して一般の保護者には伝えられているというふうに思います。一般の市民の方々に、それを一つひとつ広報する必要があるかということについては、今の段階では考えておりません。

○1番（本村良治君） 私は、この大きな今後の始良市の給食の方向性がどうなるかということについてですから、やはり私は一般市民に広報の必要を感じています。大きな地方の流れはありますから。では、教育長のお考えはわかりましたから、このあたりで私の一般質問を終わります。

○議長（玉利道満君） これで、本村良治議員の一般質問を終わります。ここでしばらく休憩します。午後からの会議は1時から開きます。

（午前11時45分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後0時57分開議）

○議長（玉利道満君） 一般質問を続けます。

4番、安田久議員の発言を許します。

○4番（安田 久君） 登 壇

それでは、早速ですが質問に入ります。

今回は、平成24年度で既に実施された事業及び25年度以降となる事業について、私なりに幾つかの疑問点が出てまいりましたので、そのことについて質問をさせていただきます。

まず1件目、防災・減災対策について。

朝からの質問者も触れられておりますけども、昨日3月11日は東日本大震災から丸2年。犠牲となられた1万5,882人の方々にとられては、三回忌を迎えられたこととなります。改めまして、亡くなられた方々のご冥福と、今なお不自由な苦しい生活を強いられておられる被災者の皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

この大震災を機に、日本中が身近に防災・減災対策に目覚めたと言っても過言ではありません。100年たっても起きないかもしれない、また、あす起きるかもしれない災害にどう対処していくのか。市民の命と財産を守ることは行政の責任であります。ここまでやれば100%ということは永遠にありま

せん。どこまで財源を充てるのか、難しい問題ではありますが、町がなすべきその備えを一つひとつ積み上げていき、その一つひとつを的確に実のあるものにしていくことしか方法はないものと思います。

そこで、4点の質問をいたします。

まず1点目、加治木地区の、防災行政無線の設置工事に24年度当初予算で2億8,700万円、12月補正で5,000万円の計3億3,700万円が計上されました。いよいよ工事に着工されますが、示された計画案でその本来の目的を十分に達成できるとお考えかどうか。

2点目、始良市海拔マップの全戸配付と、電柱への海拔識別表示が24年5月に完了されております。電柱を見上げながら探し回らなければ、この表示を見つけることはできません。ふだんから目にすることで防災意識を高めるという目的に対して、このような表示方法で十分と言えるのでしょうか。

3点目、緊急避難ビルの指定についてはどのように進められておりますか。

4点目、新築される始良警察署は、市内で最も海拔の低いところに建設される4階建ての大きな建物であり、また付近は人口密集地でもあります。緊急時について、市と県はどのような話し合いがなされているのですか。

次に、2件目、(仮称)松原小学校建設について。

人の一生の中で、身近に新しい学校の建設に遭遇することは大変貴重で珍しいことだそうでございます。その学校の建設が、いよいよ現実となってまいりました。これまでに、何回となく議会の全員協議会での説明や建設検討委員会の報告を受けて、全体の建物等については一応理解したつもりであります。その中であまり話題となっていない外回りのことについて、今回はお聞きしたいと思います。

1点目、対象となる児童や保護者、学校関係者のみならず、非常に関心の高い新しい小学校の建設であります。長期にわたる工事期間中も、また開校後も、地域住民の方々の協力は不可欠であります。そのためにも、広く住民に対してしっかりと説明会を開くべきと思いますが、どうですか。

2点目、運動場の排水対策は万全ですか。また、近隣住宅への砂ぼこり対策も兼ねて、全面芝生化は考えられないですか。

3点目、児童クラブについて。設計図面では、そのスペースのみが確保されておりますが、開校と同時に開始をされるべきものと私は考えますが、どうですか。

4点目、外部からの侵入者に対する防犯対策はどのように考えられておりますか。

最後、3件目です。青年就農給付金について。

国費で年間1人150万円。夫婦就農の場合は1.5人で計算をされ、年間225万円と規定をされております。5年間給付されます。24年9月補正で、半年分75万円の5人分、375万円が予算化されました。市内の5人の対象者には、夫婦就農者はいなかったのですか。また、25年度の見通しについてはどうですか。

あとは、一般質問席より質問いたします。

○市長(笹山義弘君) 登壇

安田議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち、2問目の(仮称)松原小学校建設についての1点目と2点目及び4点目のご質問につきましては、教育委員会のほうで答弁いたします。

1 問目の、防災・減災対策についての 1 点目のご質問にお答えいたします。

現在、整備を行っております防災行政無線は、防災行政無線未整備地区の加治木地区に屋外拡声子局53局を設置し、さらに土砂災害危険地域にある住宅や指定避難所、公共施設、学校、病院などに戸別受信機、約1,000台を設置することとしており、災害時の緊急放送や気象に関する情報、防犯に関する情報、行方不明者に関する情報、行政情報などを放送し、またデジタル化の特性を生かした他の通信手段との連動を行って、情報伝達の多様化を図ることとなります。

今回の整備により、始良市全域に防災行政無線が整備され、さらに防災行政無線以外の手段でも情報配信ができることから、整備計画の目的は達成されと考えておりますが、3地区のデジタルによる無線統合や、屋外拡声子局からの音声聞き取りづらい地域の解消など、今後できるだけ早い時期に実施してまいります。

2 点目のご質問についてお答えいたします。

市街地に、より多くの海拔表示を行うことを目的に電柱への表示を行ってまいりましたが、表示できる電柱に制限があることから思うように表示できておりません。現在、表示電柱数をふやすために民地に立地する電柱への表示を行えるよう関係者等と協議を行っているほか、表示ラインへのメートル記載も行うよう準備を進めております。さらに、市民の防災意識のさらなる高揚を図るために指定避難所や公共施設などに海拔表示板などの設置を検討しており、準備が整い次第、順次設置を行っていきたいと考えております。

3 点目のご質問についてお答えいたします。

緊急時の津波避難ビルは、耐震基準を満たした堅固な建物であり、かつ沿岸部や河川流域では4階以上であること、さらに昼夜を問わずいつでも多くの住民が逃げ込むことができることなどの条件を満たしていなければなりません。このような条件を満たした建物が市内には少なく、現在、民間の施設などを含め、複数の建物所有者や管理者と協議を行っており、協定書に記載する条件などが整い次第、随時、津波避難ビルの指定を行うとともに、今後も条件を満たした建物の所有者や管理者に、津波避難ビル指定への理解と協力を求めていきたいと考えております。

なお、津波避難ビル指定を行った建物には、一目で津波避難ビルであることがわかるよう当該ビルに指定表示板などを設置してまいります。

4 点目のご質問についてお答えいたします。

津波や高潮から避難する際の基本は、より高く、より遠くへ避難することが原則であります。

現在、建設中の始良警察署周辺の地域住民の指定避難所は、従来どおり建昌小学校や松原地区公民館であり、(仮称)松原小学校が開校した際は、当該施設を指定避難所とする予定としております。

市といたしましては、建設中の始良警察署は、災害にかかる状況の把握や交通規制、犯罪抑止と捜査など、災害警備活動の前線基地となっていることから、避難所としては指定はいたしません。しかし、同所は津波や高潮などの浸水時に避難できる高さを有していることから、地域住民の避難があった場合は、緊急措置として一時的に受け入れを行うということでもあります。

次に、2 問目の(仮称)松原小学校建設についての 3 点目のご質問にお答えいたします。

放課後児童健全育成事業は、就労と子育ての両立を図るとともに、児童の健全育成に資するため、昼間、家庭に保護者のいない小学校1年生から、おおむね3年生までの児童を預かる事業であります。

児童クラブは現在市内に16か所あり、保護者会で組織する運営委員会や、民間保育所、NPO法人が運営しております。(仮称)松原小学校の児童の利用が予想される児童クラブが近辺に3か所あり

ますが、開校以降にさらなる需要が見込まれ、かつ運営委員会方式での要望があった場合に備えて、学校内にスペースを確保しているものであります。

次に、3問目の青年就農給付金についてのご質問にお答えいたします。

青年就農給付金制度は、国が原則45歳未満の新規就農者を対象に年間150万円を給付する制度で、農業技術を研修する期間に給付する準備型と、既に就農した農業者へ給付する経営開始型の2つのパターンがあります。準備型については最長2年間、経営開始型は最長5年間の支給期間となっております。

ご質問の、平成24年度の補正予算で5人の給付金対象者を予算化しましたが、夫婦就農者はありませんでした。

また、平成25年度当初予算で計上しております内容は、単身新規就農者の4人を予定しております。

○教育長（小倉寛恒君） 2問目の、（仮称）松原小学校建設についての1点目のご質問についてお答えいたします。

（仮称）松原小学校の実施設計が、積算を含め3月半ばに全て完了いたしますので、本議会での平成25年度予算の議決後、5月下旬には説明会を開催する予定としております。その他は、5月はじめの市報にイメージ図などを掲載し、市民の皆様にお示しすると同時に説明会の開催場所、日時もあわせてお知らせする予定としております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

排水につきましては、グラウンド全体に暗渠排水管を敷設し、南側及び西側の側溝に向けて若干の勾配を設けることで対処していくこととしております。

また、校庭の芝生につきましては、中庭及び校庭の東側に緑地帯を設けることとしておりますが、建設検討委員会のメンバーである学校関係者の要望を踏まえ、降雨後の水はけや体育の授業における使いやすさを考慮して、全面芝生化は行わないことといたします。

砂ぼこり対策としては、周辺が住宅地であることから、表土を真砂土とすることで防じん対策としております。

4点目のご質問についてお答えいたします。

実施設計にあたって設置した建設検討委員会において、防犯管理の面から児童の登下校は正門の1か所とし、駐車場の車の専用出入り口と給食搬入路の2か所には、いずれもゲートを設置し、使用时以外は常時閉じることにしております。

また、夜間及び休日の際の防犯につきましては、今後委託する警備会社と協議してまいります。

以上で答弁を終わります。

○4番（安田 久君） それでは、2回目の質問に入ってまいります。

防災無線からですが、加治木地区に入る前に、今の始良の現状についてちょっとお聞きをしたいと思います。

平成7年に設置がされております。既に17年が経過をしております。始良のこの拡声子局といいましか、電柱といいましか、この性能、これは音声の到達距離は何百mで、子局間の間隔、それは大体何百mというふうな規定でなされておるのかどうか、まずそこをお聞きいたします。

○総務部長（屋所克郎君） お答えいたします。

始良地区につきましては、屋外拡声子局は67局ありまして、この音達範囲は半径が450mでございます。

その電柱といいますか、支柱間の距離でございますが、本来ならば、基本としましては450mの、直径ですので900m弱の間隔で設置できればいいわけですが、公共の土地に設置をするというのが基本ではございますので、一概にはその距離は一定ではないということと理解してるところでございます。

○4番（安田 久君） ただいまの答弁で、450mはようわかりました。その450m掛ける2、900でなきゃならないというふうに私は思うんですが。

ですから、今から次に質問をするようなことが出てくるわけです。

いろいろ話をしておりますと、聞こえないとか、非常に、何を言ってるかわからんというようなことをいろんなところで耳にいたします。議員さん同士お茶でも飲んどれば、そういう話もしょっちゅう話題になっておるわけです。そういった、その聞きとりにくいとか、そういった苦情、苦情といいますか、要望といいますか、そういうふうなことは行政としては把握をされておりますかどうか。また、そういうことに関して要望書などは届いてないかどうか、その点をお聞きをいたします。

○総務部長（屋所克郎君） お答えいたします。

この子局の音声につきましては、気象条件、それから車とか騒音等の関係、それから住宅の密閉化などが現在はあるところでございます。また、特に始良地区におきましては、整備当時からしますとまち並みも大きく変化をしたことなどから、防災無線が聞こえなくなったとか、また、聞こえないなどの声は出ているところでございます。

○4番（安田 久君） この答弁書をいただきました。答弁書の中に、聞きづらい地域の解消を図ってまいりますというふうな答弁がなされております。もちろん、すぐにやっていただきたい気持ちはやまやまですけども、これは、加治木が今から始まるわけですので、加治木も完成してから、市全体を見渡して総合的にやると、そういうふうなご予定なのか、始良は始良でそういう要望があるのであれば、やっていかないかんというふうにお考えなのか、その辺をお聞きをいたします。

○総務部長（屋所克郎君） 今回、加治木地区の無線を整備をするわけでございますけども、始良地区、それと蒲生地区につきましては、現在、アナログ式の無線で対応してるわけでございます。両方見てみましても、始良地区、蒲生地区の面積からして子局が少ないというのは、私も感じるところでございます。

そういうことから、これを解消するためには、やはり子局をふやす、もしくは戸別受信機をふやすということになると思いますが、それにつきましては、このデジタル化に合わせてするのが一番ベターではないかというふうに考えておりますので、できれば予算の関係もございまして両方合わせてデジタル化すれば、もう始良市全域がデジタル化ということになりますので、できるだけその方向で進めていきたいというふうに考えております。

○4番(安田 久君) デジタル化を先に言われると、私の質問が非常にやりにくくなるんですが。

それでは、加治木のことについてお聞きをしております。

補正予算で5,000万円、12月補正ですね、そのときの——総務部長だったと思いますが——説明では、牟礼ヶ岡の中継局の性能云々の関係から出力を10Wの予定が1Wに落とさなければならなくなつたと。したがって、子局からの音声到達範囲が450mから300mになり、子局の数をふやして対処していきたいというふうな説明であったと私は理解しておるんですが、それで間違いございませんか。

○総務部長(屋所克郎君) はい、そのような説明をいたしました。

○4番(安田 久君) ここに、当初案と変更案、2枚の地図とございますか設計図面とございますか、それを私どもにもいただいております。この地図の上のほう、山間部のほうですね、こちらのほうについては、私は集落の状況はあまり理解しておりませんのでちょっとあれなんです。この上のほうの集落に、最初の10Wのときは子局がないところはいっぱいあるんですよ。ほんで、今度、性能が落とした1Wで、子局がいっぱいできておるわけです。だから、最初、10Wのときはなかった部分については、どのような格好でカバーをされるおつもりだったのか。戸別無線機ということになるのかと思っておりますが、そこ辺の数などがどうなったのか。

この答弁書には1,000台ということが書かれておりますが、戸別無線機でやるつもりであったのであれば、それが、電柱を立てることによって、その地域の戸別無線機は減ってくるわけですよ。そうならなきゃおかしいんですが。最初の時点の戸別無線機と、この変更後の1,000台という戸別無線機、ここ辺の差がちょっと私はわからないんですが、そこ辺のところを説明をいただけませんか。

○総務部長(屋所克郎君) お答えいたします。

まず、議員のほうからありましたように、出力が大き過ぎるということで10Wから1Wに変更したところでございます。

まず、さきにお示ししましたこの音達の範囲の図面でございますが、変更後は半径300mの円ということで、これは目安でございます。スピーカーの方向、それから地形、気象条件により音達範囲は円ではなくて不整形な形に、実際はなるわけでございます。そこを認識をいただきまして、出力が10Wから1Wになったことで、音達の範囲が450mから300mなったとそういうことでございまして、特に中山間部におきましては、戸別受信機の受信状態が悪くなったということでございます。そういうことで高さのとれる子局を、中山間部におきましては7局を増設いたしました。

確かに、増設したことで、なかったところの集落は戸別受信機は設置はしなくてもよい家屋は出てきます。それで、なぜ1,000台という数字が、戸別受信機の1,000台が変わらないかということでございますが、中山間部のほうですが、当初から予定をしていた子局もあるわけでございます。そこも、半径でいきますと150m、直径では300mに該当する地域が聞こえなくなる危険性が出てきます。そこは外れる地域ですね。その部分で、新たに戸別受信機が必要になる家屋も出てくるというのが一つでございます。

もう一つは、新たに子局を設置しました、土砂災害危険地域に該当するところがございます。その図面で見ますと、上嶽、それから下嶽、桑迫、伊部野とかありますが、それから鞍掛地区とか。この地区につきましては、土砂災害危険地域に入ってる家屋もあります。入ってるこの家屋につきまして

は、子局と戸別受信機の両方で対応するというふうな対策をとっておりますので、この2点から、大幅な戸別受信機の減にはならないということでございます。

設置場所の詳しいところにつきましては、試験放送の時点でまた調整をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○4番(安田 久君) 危険地域の屋内ですね、それは現始良の地域でも既に実施をされておるわけでございますので、それは、今そういうふうに、この1,000台の台数の中で言われておりますが、それは当初から含まれておるべき数じゃないかなというふうに私は思って。その数が最初は幾らやったんやろうな、1,000台ちゅうのは、最初は2,000台ぐらいあったんじゃないかなというふうに思って、こういう質問をしたわけでございますが、今、部長がる説明をされましたので、一応納得といたしますか、納得せんけども、いいです。

次に、この地図の下のほう、これは市街地でございます。市街地のほうは、私も大分様子がわかっておるわけですが、最初の10Wのときは、この450mの円がお互いにオーバーラップしてるんですね、こっちから、こっちから、こういうふうに。これやったら別に問題はないんです。それで、これが300mになった地図を見ますと、オーバーラップどころか、すき間があっちこっちあるんですよ。だから、300mというのは、私もきちっと測ったわけじゃないし、どんだけ、300なのか400まで届くのかわかりませんが、そういうふうになっております。ほんで、この空白のところ、特に私がこの地図上で気についたのが、この岩原というところ、それから加治木駅の南側の、これは小陣という集落があったと思うんですが、そういうところ。ここ辺は、最住宅密集地なんですね。ここに、ただ、子局の位置はそのまんまで、円が小さくなったというだけのように私は思います。こういうところを、現に図面を見ただけで私はそう感じるんですが、ここ辺をもうちょっと子局を動かして、さらに1本ふやすとかいうふうなことを、なぜされなかったのかなというふうに思います。

それからもう一つ、加治木の港です。加治木の港は、皆さん、よくご存じのとおり、朝から話題にもなっておりますけども、いつも魚釣りの方々がいっぱいいらっしゃいます。土曜、日曜になりますと、子ども連れ、奥さん連れ、いろんな方が、大体100人、200人は軽くおられるんじゃないかなというふうに思います。ほいで、ここを見たときに、この人たちに避難を呼びかけるなんちゅうのは、どこのスピーカーが届くんかなと思って見ますと、この港町公民館というところ、ここから大体700m、800mぐらい、この堤防にいらっしゃる魚釣りの人は離れとるわけですよ。もう絶対、これは届きません。このまま、幾ら放送しても。なぜ、こういうところに、もう少しされないのかなと。ですから、この港町公民館があるのは、それは結構です。

だから、この港の外の船着き場みたいところは県のことになろうと思いますから、その内側の、昔の堤防があった、あの内側あたり、公共用地があるかないか、それは私もわかりませんが、せめてこの堤防の内側ぐらいには1本、2本立ててやらんと、この港で遊んでいらっしゃる皆さんには、これは到底、何かあったら届きません。一番先に教えて、避難せえということを言わなきゃならないところだと思うんですけど。こういうところを見受けまして、何でこういう設計になってるのかなあというふうに思います。

ぜひ、今私が言うところは3か所ですけど、まだほかにもあるかもしれませんが、もう少し見直して、工事が春、始まる前までに、もう少し検討されることも必要じゃないかなというふうに思いま

すが、いかがでございますか。

○総務部長（屋所克郎君） お答えいたします。

先ほど申しましたように、これは半径が300mの真ん丸い円ということでございまして、実際は不整形の範囲になるわけでございます。そこで、調整できる場所は、このスピーカーが4方向、または5方向のほうにありますので、調整できる場所は調整をしていきたいというふうに思いますし、またそれで足りないところは増設をしなければならないんじゃないかというふうに私も思います。

それと、港につきましては、議員がおっしゃるように、その釣り客等につきましては、ちょっと対応ができないようなところになってますので、そのところも見直しをして、できるところはしていきたいというふうに思います。

○4番（安田 久君） はい、わかりました。ぜひ、幾つかふやすということで対処できる問題だろうと思いますので、工事の入られる前、あるいは入った途中からでも構いませんが、そういうことをやっていたきたいというふうに思います。

それともう一つ、これは、この件で先ほどちらっと出てまいりましたが、ある防災連絡をするとうしますと、まず始良本庁舎から始良地区向けの放送をしなければなりません。これはアナログですね。それから、加治木はデジタルになるわけです。それから、蒲生地区は始良庁舎からは発信できません。蒲生庁舎からできないとできないということですね。

これはもう、何を言わんかなというのは、もうおわかりいただけると思うんですけど、市長にお聞きをいたします。これは、デジタル無線統合を考えるということで答弁書をいただきました。既に、聞くところによれば、市の消防無線もデジタル化へ動いているようにお聞きをいたしました。財源が要することはわかりませんが、やれたらやりましょうという事業では私はなかりと。これはどうしても、いろいろ国の関係も出てくるだろうと思いますので、早急にやらなければいかんと。だから、早期のデジタル化ということ。全部、蒲生、始良、加治木、3町一斉に放送ができるデジタル化ということを早く実現できるように市長をお願いをいたしたいと思いますが、市長のお考えはどうでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 今回、大変おくれましたけれども、加治木地区の防災無線への整備にかかれることになりました。このことによりまして、この防災無線だけではなくて、市民の皆さまに避難情報等を伝達する手段が多岐に予想されることでございます。

したがって、その整備の状況を見ながら、このほかに、例えばエリアメール、それから、この後にコミュニティFMのことも考えておりますが、このことは、デジタル化になったために戸別無線が従来の価格ではとても買えないと、数万するということになってまいりますので、このことを考えますと、戸別ということについては、やはり違う手段をとっていかなければならないというふうにも思っていますが、いろいろの種々のデジタルということの優位性を生かす中で、この整備は一方では進めていきたい。これは整備状況を見ながら、いかに効率的に、今度は始良市全域をデジタルにもって整備すればいいかということがわかってこようと思いますので、それを見ながら整備をしていきたいというふうに考えております。

○4番(安田 久君) それでは、次のことに入ります。

海拔の色表示について、青と緑の表示をずっとされております。車で探し回っても、なかなかお目にかかれませんか。どういった基準で、どこ辺にどう立てようということを最初に設計をされておると思うんですが、何かちょっとあまり目につかない。ほいで、300本の計画があったように思いますが、今現在、どういう形になっておるのか、その基準なりを一緒にご説明いただきたいと思います。

○総務部長(屋所克郎君) お答えいたします。

今、議員のほうからありましたように、この電柱につきましては、300本の電柱に10mと15mラインの青と緑のマーカーがしてあると思います。この電柱は九電柱とNTT柱があるわけでございます。NTT柱のほうには、この許可がとれないところございまして、また、九電柱のほうも、その許可が出る電柱と出ない電柱があります。だから、それによって、許可のおりる電柱に対してしてるところございまして、始良市全域で300本しかないわけでございますので、なかなか見れないというのは事実だと思います。

また、本数的には今年度もふやす予定でおりますが、できるだけ全部の電柱にはしたいんですけども、できないというのが現実でございますので、できる電柱にはそういうふうにしていきたいというふうに思います。

○4番(安田 久君) その300本が多いのか少ないのかということは別にいたしまして、車で走っておりますと、なかなか見つからんこの表示が見つかるわけです。お、あった、あったちゅうて。そしてたら、車を走らしますと、その次の電柱にも同じのがついとんです、同じところに。私の家の近く、菅原線のサンピアへおりの角ですけども、電柱か街灯だったか知りませんが、4本立っております。その4本の柱に、3本もこの表示がついとんです、1か所に。何じゃろな、こいはと思ひましてね。だから、どこを探し回っても探し当てつかんのが、同じところに2本も3本もついとるわけです。これは誰がどういう指示をしてこういう形にしたんかなと思うて、私は不思議でならんのですけども、そこ辺のところは、部長、どのように思われますか。

○総務部長(屋所克郎君) お答えいたします。

今、議員のほうからありましたように、同じところにそういうふうには3本もあっても、ちょっと意味がないのかなというふうに私も思います。また、今後の整備につきましては、そういうことがないような指示をしてまいりたいと思います。

○4番(安田 久君) もうついたものは消しちゃならんですから、それはそれでいいかもしれません。

私が今回この質問をするのに、なぜ、この質問をしたかということを今から申し上げます。国土交通省が国道10号線沿いに、ここの地盤は8m、あるいは、ここの地盤は9m、そういう電柱表示をされております。電柱がないところには立て看板もなされております。この件は、部長、確認をされますか。

○総務部長(屋所克郎君) このことだと思いますので、確認をしております。

○4番(安田 久君) 今、この答弁書の中で、「さらに電柱のライン表示もふやします。ライン表示にメートル記載も行います」というふうに答弁されております。これは、またそこへ幾らかのお金がかかるわけですね。10m、15mですから、5mのところを歩いている人は5m上に10mの表示があるわけです。誰も5mの上は見るとおれません。普通、歩く人は。車の人も。だから、今からまたやろうということをやられてますので、そこへ費用をかけるんだったら、そのやり方は、僕は反対です。もう、やめるべきです。

もっと気のきいたことを、先ほど国土交通省の話をしましたけども、そちらのほうに——若干、金はたくさんかかるかもしれませんが。これをやれば歩いている人も、子どもも大人もじいちゃんもみんな、車の運転手も目の前にぱっと出てくるわけですから、歩いておれば。こんな有効な方法はないですよ。ただ、ここからあそこにある青の表示に、これが10mですと書くわけですよ。そんな、もったいない予算だと私は思うんですけども。ぜひ、もう一度、このライン表示をさらにふやすということは、私は強いてやる必要もないというふうに思います。そんだけの費用があるんだったら、今、私が申しあげましたようなこういったものを市道の交差点とか、あるいは市道の幹線的な所とか、そういうところに、1kmでもいい、500mでもいいですけど、そういう間隔でそういったものを立てたほうが、ずっと気のきいたやり方じゃないかなというふうに私は思いますが、いかがでございますか、私の提案は。

○総務部長(屋所克郎君) 電柱等に表示をするのは、国土交通省を例にとりますと、ちょうど目の高さといいますか、1m50ぐらいの高さにあるわけでございますけども、電柱につきましては、その高さにはちょうど看板等があったりするところもございまして、なかなかできないところもございまして。ただ、ここに、高さ10m、15mにしたのは、その高さはなかなか見上げなければわからないところもありますが、例えば、逃げる際に、あの高さというのは、大体、目印としてはわかるというのには、その高さじゃなくて、わかるようなところの位置に表示はしたいというふうに考えています。

○4番(安田 久君) 公共施設とか避難所とかそういうところには、それなりに的確にやっていたら、それはもう言わずもがなでございます。私が言うてるのは、その電柱のことを言うてます。今から再度本数をふやす、あるいは今つけた300本に、さらにそこへ文字を入れるなんてことは、ましてや私は意味がないというふうに思いますので、ぜひ、そこ辺の検討をしていただきたいと思っております。これは時間がなくなりますね。

次に行きます。避難ビル、指定ビルにつきましては、ただいま答弁がありました。今、進めておる最中だということでございます。なかなかそうたくさんありませんし、難しいことだろうと思っておりますが、ぜひ早くそういうことも進めていただきたいと思っております。

それから、始良警察署の件。始良警察署は了解をいたしました。この地区は大変海拔が低いところでございますので、事前に避難をされた——台風が来るとして、夕方、避難をされるような方は小学校とか公民館とか行かれますけども、恐らく夜中に吹き出してどうのこうのというような方が出てくるんじゃないかなと。非常に人口がたくさんいらっしゃいますので。そういう方のために、ぜひ、警察に対して協力体制を、しっかりと事前に話し合いをしていただきますようお願いをしておきたいと思っております。

それでは、次の小学校について質問をいたします。小学校の説明会については、5月ですか、やるということでございますので、大変、これは子どもがおろうがおるまいが、ご近所のおじさん、おばさんも興味を持っていらっしゃると思います。したがって、どういうところで、どういう形で説明会をするかということ十分に検討いただいて、しっかりとした説明会をやっていただきたいというふうに思います。

それから次に、運動場の排水対策について。さきに12月議会で河東議員が一般質問をされました。教育長はそのときの答弁で、「市内に排水の悪い学校が6校あります。抜本的対策には多額の費用がかかります」という答弁をされております。今現在ある学校をやるというのは大変だというのは私もわかりますが、ここは全くないわけでございます、新規校です。この抜本的対策以上の対策が、この松原小学校に講じられることを期待をするんですが、この暗渠排水管、これを入れ、表面を少し勾配を設けるといふこと、これは、今現在考えられる最上の排水対策というふうにお考えかどうか、お聞かせください。

○教育長（小倉寛恒君） 現在のグラウンド整備の上では、グラウンドの下に暗渠排水管を入れて、また、防じん対策として、いわゆる真砂土を置く。真砂土も10cmぐらいの厚さになるわけですが。そういうことで、防じん対策と排水の両面を考えたグラウンド整備の、今できる、可能な限りできることの一つというふうにご検討しております。

○4番（安田 久君） 最初に出しておりますけど、教育長、芝生にすることによって、運動嫌いの子どもが芝生で遊べる。あるいは、それによって運動嫌いが解消される、あるいは、されたというような話を時々耳にすることがあるんですが、こういう方面から、この芝生化ということについては、教育長のほうはご検討はどうだったんでしょう。お願いします。

○教育長（小倉寛恒君） 芝生化につきましては、現在、始良小学校と加治木小学校に、校舎の前のほうに縦10m、横七、八十mの長さで芝生を敷いております。特に学校には低学年の1、2年生を、そこではだして遊ばせてほしいということで、学校にはそういうふうにしております。これは年次的に、それぞれの学校に広げていきたいと思っております。

今回の新設校につきましては東側に緑地帯を設けておりますし、また、校庭の内側と体育館との間に、そこにも芝生を植えるということで、その対策の一つとしていただいております。

○4番（安田 久君） 教育長はご存じかどうかわかりませんが、ここはかつて始良町の時代に、砂ぼこりで洗濯物も干せない、窓もあけられないということが非常に大きな問題になりましたね、この建設予定地が。ほいで今現在、芝というか草というか、それが植えられておるわけです。

今、教育長はいわゆる真砂土云々というふうなことで言われましたけど、最初の予定地のころの土と、今度、運動場になったときの土と、それは差があるんですか、ないんですか。

○教育長（小倉寛恒君） 根本的に差はあると思っております。それは、真砂土を表面に10cmほど敷くということのほかに、いわゆる砂ぼこり対策としての——これは害がある薬じゃないんですけども——砂ぼこりを抑える、そういった防じん薬といいますか、そういうのも配合して入れるということで、砂

ぼこりはこれによって防げるというふうを考えております。

○4番(安田 久君) 今、教育長がそう言われますから、それはそうなのでしょうけど。

実は、きのう、おととい、例の運動公園で祭りがあったときです。私も、あれを見に行きました。朝からずっと、建昌小学校のすぐ横ですから、それは建昌小学校の砂ぼこりがすごいものでした。午前中の北風というか、西風というか。ほんで、運動公園に上がりますと、駐車場も結構ごみをしておりまして。こういう状態に松原小学校がならんきゃいいけどなというふうなことを、懸念をしながらおったわけですが、教育長、そのような答弁をされておりますので、あまり北風の妙な風が吹かんことを期待をして、この質問は終わります。

それから、児童クラブについて。児童クラブについては、これは行政としてはあまりタッチはできない、運営協議会などの見守るという立場であるということはわかりました。それは、そういうことでいいと思います。

それから、防犯対策について。これは4か所、地図には書いてありますけど、校門は3か所に、先ほど答弁はありますが、この南側の小っちゃなのは、これは門としては使われないんですか。お願いします。

○教育部次長兼教育総務課長(室屋和孝君) 一応、基本的には南側は閉め切っておきたいというふうを考えております。

○4番(安田 久君) 閉め切る。

○教育部次長兼教育総務課長(室屋和孝君) 一応、門はつける予定ですが、そこは施錠しといて、通常はもう入れないようにしとくということで考えております。

○4番(安田 久君) はい、わかりました。

ちょっと待ってくださいね。あとと言わないかんのが、こっちのほうがあるもんですから。

もう一点、あと防犯カメラ等を聞いたかったんですが。実は、建設検討委員会の一人のお方とお会いすることがありました。その方がこのような話をされてました。この地域は、子どももふえるが老人もふえる。また、老人クラブの活動も盛んである。ぜひ、子どもたちと、近くのおじいさん、おばあさんが触れ合えることを目的とした、そういったことをかなえられるような何らかの施設を学校内は考慮していただけませんかということを検討会の中で言われたそうです。そしたら、教育委員会の答弁では、今さらそのようなこと言われても困ると、もう設計はできると、そういうふうな趣旨の答弁をされたというふうには私は聞きました。教育委員会の見解は違うかもしれませんが、それで、その方は、ああ、これもう、ここで何を言うたって一緒や、もう承認せえ、承認せえちゅうことしかないかなということで、その後はもう何も言わんようにしましたということ、この委員の一人がおっしゃってましたけど。そのようなやりとりがあったのでしょうか、どうなのでしょう、教えてください。

○教育長(小倉寛恒君) その建設検討委員会のメンバーで、今、委員の方がおっしゃった趣旨も違い

ますし、また、私どもお答えしたことも違ってます。それは受け取り方の違いだと思いますが。

その委員の方がおっしゃったのは、50年後、こういった地域も非常に高齢化が進むと。その高齢化が進む中で、そういった対応のできる、将来的に、そういった施設も考えてほしいと、そういうご要望でありました。私どもとしては、とりあえずは小学校の建設ということで取り組んでいきたいということでございまして、そういった50年後の高齢者がふえてくるという時代に、すぐさま対応できる状況にはないということはお答えはいたしました。

私どもとしては、小学校に隣接したところで、デイケアとかそういった施設があれば、そこと小学校との交流ができる、そういう施設ができればありがたいと私どもは思っております。

○4番（安田 久君） わかりました。取り方、言い方、私の、また取り方も違ったでしょうから。

最後の——あと4分しかありませんが、これを言わんと、私の質問が終わらんです——青年就農給付金。今、答弁書では、夫婦の人はいなかったというふうなことでございます。私は9月議会の広報だよりをつくるために、蒲生の小川さんて方——きのう、おととい配付になりました、これにも写真が載っております——行ったら、ご夫婦で一生懸命されとるんですよ、ビニールハウスで。ほんで、写真を撮らしていただいて、話をしました。もう夫婦なんですよ。旦那さんは名古屋出身、奥さんは鹿屋出身。それが、蒲生の、始良のここで研修する中でご夫婦になられとるんですよ。ほんで何にもないところで、蒲生で家を借り土地を借りして、農業を始められた。そういう方が何で夫婦に認定をされないのか。あるいは、夫婦に認定するために何か別のハードルがあるやに聞いておりますが、農政部長、簡単に言うてください。

○農林水産部長（安藤政司君） 今、ご指摘ありましたとおり、国の青年就農給付金におきまして、給付対象の特例として夫婦の場合は1.5ということですが、その給付の対象する要件、それが夫婦でございまして、この国の給付を受ける対象者の要件として、機械、そういうものが共有名義、また土地、それにつきましても共有名義と、その要件がございまして、給付対象者個々に対してですね。ご夫婦であられましても、その要件を満たさなければ国の1.5倍の給付対象にはならないということでございます。

○4番（安田 久君） いわゆる最初のときの、私は家族協定が云々ということをちらっと文書で見ましたので、家族協定が結ばれてないからこうなったのかなというふうに思いました。だから、家族協定はどんな条件があるのかということをお聞きしたかったんですが。

最後です。この75万円、9月期に補正で上がったやつのお金については、もう処理を各5名にされましたか、どうですか。

○農林水産部長（安藤政司君） 3月を締めての支払いとなります。

○4番（安田 久君） 3月締めての支払いですね。そう言われましたね、今。

○農林水産部長（安藤政司君） はい。

○4番（安田 久君） 要するに、まだ支払ってないちゅうことですね。
あら、終わっちゃった。そこを言いたかったのに。

○議長（玉利道満君） これで安田久議員の一般質問を終わります。
次に、2番、笹井義一議員の発言を許します。

○2番（笹井義一君） 登 壇

本日のしんがりでございます。まぶたをあけて、よろしくお願ひしたいと思います。

3項目だけ出しておりましたので、順次質問を行ってまいります。

まず1点目が、スマートインターチェンジ設置についてお伺いをいたします。

私は9月議会で、スマートインターチェンジ設置について一般質問を行いました。市長は、桜島サービスエリアとバスストップの双方について検討を行い、地区協議会で最終決定を行うと答弁しましたが、私は周辺のアクセス構造環境等を判断して、バスストップ位置のスマートインターチェンジ設置はあり得ないとこのように述べました。執行部は12月の全員協議会において、桜島サービスエリアのスマートインターチェンジ設置の説明を行いました。このとき、バスストップ位置のスマートインターチェンジ設置については一切触れられず、比較検討の説明もなされませんでした。このことは議会軽視の最たるものであると、私はこのように認識しています。議会が議事堂において一般質問を行ったことに対して、納得できる説明を求めるものであります。

まず1つ目が、バスストップ位置のスマートインターチェンジ設置の関係図書の提示を求めます。

2つ目が、地区協議会の協議結果の説明を求める。そして、桜島サービスエリアとバスストップの比較内容と決定に至った経緯を述べていただきたい。

2つ目が、地域コミュニティに対する市長の考え方を問うものでございます。

市長は施政方針において、地域コミュニティとは地域共通の文化や伝統などを踏まえて、地域の方々が、原則として全員でともに議論し、共通の利益、目的を実現するために参加する自治的で民主的なものであると考えていると述べられました。私もそのとおりであると認識しておりますが、地域のコミュニティ活動を積極的に行うためには、それ相応の原資を必要といたします。

そこで、質問します。1つ目は、始良、加治木、蒲生地域、それぞれの地域コミュニティの活動予算額をお示し願いたい。

2つ目は、地域別の1戸当たりの、1世帯当たりの配分額を示されたい。

3つ目が、これらを踏まえた市長の見解をお示し願いたい。

次に、3番目でございますが、校区の見直しについてお伺いいたします。

始良市が合併して4年目を迎えました。本年度から、（仮称）松原小学校の本格的な工事が着手されることになっており、まことに喜ばしいことと思っております。

合併後の校区のあり方については、検討課題があるものと私は認識しております。このことについて、教育委員会の認識を示されたい。

あとは一般質問席から、次の質問を行います。

○市長（笹山義弘君） 登 壇

笹井議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち、3問目の校区の見直しについて問うのご質問につきましては、教育委員会のほうで答弁いたします。

1問目のスマートインターチェンジ設置についての1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

スマートインターチェンジの設置候補位置検討につきましては、平成23年度から24年度の2年で行いました実施計画作成業務の中で、道路構造から見た設置可能区間の抽出、インターチェンジ間の距離による設置候補箇所の選定及び沿道状況から見た設置可能区間の抽出と、3段階に分けて検討しております。

まず、第1段階の高速道路の道路構造から見た設置の可能性は、桜島サービスエリア、帖佐バスストップともに設置可能でありました。

次に、第2段階のインターチェンジ間の距離による設置の可能性は、既存のインターチェンジから2km以上離れていることが条件であります。桜島サービスエリアが約2.4km、帖佐バスストップが約4.2kmで、ともに設置可能でありました。

第3段階の沿道の状況から見た設置の可能性は、桜島サービスエリア周辺ではアクセス道路が第1種住居地域内を通過しますが、高速道路の側道としてつくられた現在の市道を利用するため、沿道環境への影響が少ない。また、通学路として利用されていないため、安全性に問題が少ない。比較的大きな曲線で道路改良計画ができるため、施工性がよく、家屋などの支障物件が少ないなど、設置への課題が少ないと協議会で判断されました。

帖佐バスストップ周辺では、アクセス道路が第1種低層住居専用地域内を通過し、通学路指定がされているため、児童生徒の安全性の確保に課題があり、また、住宅地内での道路新設改良であるため、小さなカーブが連続するなど施工性に劣り、アパートや電波塔など補償物件が多いため事業費が拡大することや、地域の方々のご理解を得ることがかなり難しいなど、課題が多くあると協議会で判断されました。

さらに、帖佐バスストップが分離帯のないバスストップのため、本線への合流や高速バスとの交差など、高速道路上で安全性に問題があると協議会で判断されました。

このようなことから、西日本高速道路株式会社の設計要領の基準を満足できている箇所として、桜島サービスエリアが設置候補箇所と選定されたものであります。この結果をもとに、地区協議会でスマートインターチェンジの必要性と効果、運用方針、計画交通量、採算性、事業スケジュールなどとともに承認いただいたものであります。

なお、帖佐バスストップに関する報告書などの関係図書類については、開示することが可能であります。

次に、2問目の地域コミュニティに対する市長の考えを問うについての1点目から3点目までのご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

現在、始良市として地域コミュニティのあり方を強化するために、コミュニティビジョンの策定を進めております。これは、地域コミュニティに対する考え方を市民全体で共有し、運営組織についても市民全体でつくり上げることを目指して、その指針や組織のモデルをお示ししようとするものであります。このコミュニティビジョンの具現化につきましては、補助金だけでなく、人的な支援や活動拠点の確保など複合的な課題を多く抱えておりますので、地域ごとに異なる課題に丁寧に対処しながら、地域の皆様と協働して進めていきたいと考えております。

行政連絡員制度につきましては、平成22年10月から始良市3地区自治会行政連絡機構代表者会で協議を重ね、24年4月から3地区統一した制度で実施しております。3地区の地域の組織や運営方法に異なる部分もあるため、平成24年度については、引き続き、地域コミュニティのあり方などの見直しを進めながら、公平で統一された制度での補助金を受けられるよう、3地区の代表者との協議を重ねております。新たな補助金制度では、実績に対して、翌年度に交付金として支払う制度へ変更することで、地域からの要望に応えるようにいたしました。

平成25年度は、具体的な活動単価や均等割額を設定すると同時に、各自治会へ制度内容や申請の方法などの周知を図ってまいります。それ以外の自治会に関係する補助金である自治集会施設等整備補助金、自治組織放送設備設置補助金及び自治会合併統合補助金については協議が整いましたので、平成25年度から施行いたします。

ご質問の平成25年度のコミュニティ活動に対する補助額は、始良地区が約2,860万円、加治木地区が約1,710万円、蒲生地区が約560万円であります。また、平成25年3月1日現在の3地区の世帯数は、始良地区が2万546世帯、加治木地区は1万160世帯、蒲生地区は3,358世帯でありますので、1戸当たりの配分額を先ほどの補助金額で算出しますと、始良地区が約1,400円、加治木地区が約1,680円、蒲生地区は約1,670円となります。

○教育長（小倉寛恒君） 3問目の校区の見直しについて問うのご質問についてお答えいたします。

小中学校の校区、いわゆる通学区域については、平成22年3月の合併時に始良市立小中学校の通学区域の指定及び学校の指定変更に関する規則において学校ごとに自治会が割り当てられており、これまで特段の支障もなく運営されていると考えます。

新設の（仮称）松原小学校の開設にあたっては、校区をどのように分割するかについて、平成22年10月に始良市小中学校区審議会に諮問し、12月半ばに答申をいただき、答申内容について住民への説明会も行い理解をいただいているところであります。

現在、規模が縮小している学校への校区割を拡大してほしいとの要望もありますが、今後研究を深めていきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○2番（笹井義一君） それでは、2回目の質問を行います。

始良スマートインターチェンジのことについてでございます。

なぜ、このスマートインターチェンジのこと等について、私が議会軽視が甚だしいとこのように述べたかといいますと、25年度の新規事業として総合運動公園野球場の雨天練習場予算が提案され、多くの議員から、なぜいきなりなのかと、第3次実施計画に掲載して提案すべきであるという反発が出ています。多くの重要案件が一方的に決定されて説明が足りない、このようなことでありまして、しっかり説明すれば理解できることであろうと思っております。

そこで、今の、この答弁書につきまして、少し質問を行いたいと思います。

まず、第1段階の高速道路の道路構造から見た設置の可能性は、桜島サービスエリア、帖佐バスストップともに設置可能でありましたと、このように前段で言われております。

ところが、その後、次のように述べられました。さらに、帖佐バスストップが分離帯のないバスストップのため、本線への合流や高速バスとの交差など、高速道路上での安全性に問題があると協議

会で判断されました。矛盾しておりますよね。前段では、両方とも設置は可能でありました。ところが、後半のほうでは、今言ったように、安全性に問題があると協議会で判断されました。

私は、この答弁書を見て、えらい矛盾した答弁書を書かれたもんじゃなと、このように思ったところでございますけれども、まず、この点について、ひとつ、どちらがどうなのか、お答えください。

○建設部長（蔵町芳郎君） 質問にお答えいたします。

第1段階での回答でございますが、それと安全性との矛盾についてご質問ですが、高速道路の道路構造的には、桜島サービスエリアもバスストップも、要するに構造上、設計上は設置可能という考え方でございます。この1問目で答えた。

先ほどの、要するに、設置は可能であるが、協議会でいろいろ検討した結果、安全性には課題があるよなというようなことでございます。

○2番（笹井義一君） はい、わかりました。可能ではあるが、だめだということですね。

○建設部長（蔵町芳郎君） そうです。

○2番（笹井義一君） ということは、だめだということは可能ではないということですよ、裏を返せば。もともと可能ではなかったんだと、そういうことだと私は思いますけど。

それで、バスストップのこの位置で、サティの前の向こうですね、この位置にスマートインターチェンジを設置しようとする、その目的は何だったのか。こちらは十分その可能性がありました。向こうは、県道の帖佐駅から蒲生線のあの県道が1本、幹線的な道路であって、横の道路、あるいは別府川のこちら側の線は何にも路線はない。そして、ボックスも通路も全てワンボックスなんですね。だから、あそこは可能性はないと最初から述べていてもですよ、いいや、これは両方するんだと。そのところは、私はどうしてもわからなかった。

今、ここの回答書を見ると、そのように言われておりますけれども、このバスストップに設置しようとした、その目的をお示してください。

○建設部長（蔵町芳郎君） お答えいたします。

バスストップに設置しようとした目的ではなくて、こういうふうにはスマートインターチェンジを設置する場合、広域的に、ほかにどの場所があるかと。例えば、その沿線上に今のサービスエリア、もしくはバスストップ、バスの昇降口、それと本線からの誘導はできないかという形で、選択肢をするわけです。広域的に、その設置箇所が妥当かと。そこで、私どもがその協議会で昨年度の委託を、23年度に実施計画の委託をいたしました。その中でも、広域的な判断ということで帖佐バスストップ、桜島スマートインターチェンジについての工事費、それと比較検討ということで成果が上がっております。その中でも、やはり工事費のかからない桜島サービスエリアが、候補としては有望だというような成果品もいただいておりますが。

この連結申請に対しまして、協議会設置義務がございます。関係機関で相談をすると。その中の話で、23年の設計委託の結果を踏まえてですが、工事費とかもろもろ、先ほど3点言ったようなことで桜島インターチェンジが有望ということはわかっておりましたが、この設置する実施要綱の中に、広

域的な場所の選定で検討しなさいと。今回の場合は、桜島サービスエリア、バスストップ、この2点について、委託調査をもとにして協議会で検討し、また、24年度も委託をいたしました。その協議会に沿っての、その委託業務の中でも工事費等の算定をし、先ほど市長が答弁をいたしました。そのような結果でサービスエリアと。

それと……（「短くやってください、時間がありますから」と呼ぶ者あり）ということで、広域的な検討をする意味でのことでございます。

○2番（笹井義一君） 今の答弁は、一言で言えば、広域的な視点で検討するために2か所調査したんですよと、そういうことでございますね。

今、私は、何にも題のない「始良市の概況」という、これはスマートインターチェンジの説明資料ですよ、これをいただきました。そして、いろいろ勉強させていただきました。ここで、どうしても納得いかないところ、わからないところがあります。いいですか。これをお答えください。

これの28ページで、新たな住宅地帯へのアクセス向上として、帖佐第一土地区画整理事業と、未実施の帖佐第二土地区画整理事業地区12.5haが計画中であると、このように記載されております。にもかかわらず、今度の第3次実施計画では、帖佐第二土地区画整理事業は抹殺されてるんですよ。ないんですよ。全然、整合がない。何ですか、これ。ちゃんと、しっかり説明してください。これは、市長にちょっと聞いてみましょう。どういうことなんですか。

○建設部長（蔵町芳郎君） お答えいたします。

帖佐第二区画整理、帖佐駅の南側の区域だと思います。第一区域は、もう換地処分まで終わりましたで……（「そのことは言ってません」と呼ぶ者あり）はい、終わっております。

先ほどのご質問ですが、これは12月に地区別協議会の中での資料で、全協でお渡しした資料でございます。それで、帖佐第一区の実計につきましては、その時点では、前の実計の中に、そういうふうに帖佐も、まだ消えておりませんでした。それで、3次の実計の中には調査事項として載っておりますが、具体的に帖佐第二区画をするというような明示はございませんが、区画整理事業につきましても引き続き検討するというので、事業としては、まだ、それができないという話ではございませんので、全協でお渡しした資料の中には、それも含んだ形での記載となっております。

以上でございます。

○2番（笹井義一君） いいですか。今のは答弁になっておりません。

第2次実施計画で、計画的なまちづくり推進として、20ページに、実施番号856番で、帖佐第二地区土地区画整理事業、これが平成26年で1,200万、見えているんですよ。見えていながら、これに掲載していながら、実施計画で削っていく。載っているとされるけれども、載っていないんですよ。全体の計画の中に載っているとされるかもしれないけれども、わざわざそこを削除して、送ればいいんですよ、26年で、あるいは27年、3年先に送ればいいんですよ。頭を出しておくべきだと思うんです。なぜ、それがなくなったのか。市長、お答えください。私は、部長には聞いておりません。部長、あなたには聞いてない。

○市長（笹山義弘君） 区画整理事業、新市になりまして各種課題があるわけでございますが、旧町時

代のその計画を、先ほど港町のことでも申し上げたところでございますが、各町のその実施計画等々については、尊重しながら引き継ぐことがベターであろうというふうに思いますが、いろいろと市としての整備をする中で、その区画整理事業については多額の費用が発生しますので、喫緊の課題等々にも対応するためにも、その実施計画となりますと、議員ご指摘のように近い将来において、その具現化をしないとイケないという事業になってまいります。そういうことから、全体を見ながら区画整理事業というのは図っていくということのスタンスだと思います。

○2番（笹井義一君） 今の答弁を受けますと、24年度時点では、これは多額な費用はかかっても頭出しをしてやっていこうというそういう思いがあったと、計画はあったんだと私は認識、そうですね。

そして、25年度の第3次実施計画では、これが重たい、できないということで消したと。私は、消すのじゃくて、もう一回、欄を上げて、そして実施計画のローリングして、次年度へ送って、そして、できなければ、またさらに次年度へ送っていくという手法はあると思うんですよ。なぜ、そのような手法をとられないのかと。このような形でスマートインターチェンジの説明書には書かれていてですよ。これがやっぱり、大きなこの計画について、スマートインターチェンジ設置について、こここのところの住宅地域の住民の方々も、これを利用して使っていくんですよということを説明されている。それが、この中に入らないというのは、そして、それを外したと。やはり、これはもう一回、第4次実施計画の中では、もう一回、もとに戻していただきたい。送っていてもいいんですよ。ただ、その中にこれがあるということは、やはり一つの光はあるんだと、そのような捉え方をしていけると思います。もう、これは、これ以上言いません。

4番目ですが、スマートインターチェンジから一般道路へのアクセスの整備、これが最大な課題など、私はこのように思っております。この資料の44ページで、1日当たり1,970台の交通が見込まれております。朝夕のラッシュ時には、この車が集中してくるだろうと。

また、一方、49ページの図面では、市道鍋倉触田線の一部を改良する計画が示されております。この道路は、現状でも朝夕のラッシュ時には、双方向から大量の車が走行してまいります。これらの車の多くが、その高速道路を利用して、そのスマートインターチェンジへ入っていくという保証はないと考えられます。特に、縦横バイパス方向から進入する車両と、2連ボックスから出てくる車両と、そして市道鍋倉触田線を通る車両が2連ボックスの位置で混雑することが予測されるわけです。このことについて通行仕分けをどのように考えているのか、お示し願いたいと思います。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） アクセス道路から2連ボックスを通過して、縦横に向かう車。それから、鍋倉触田線を通る車。どうしても、2連ボックスの前の交差点は混雑するのではないかと、いうふうに予想はしてるんですけども。今、警察との交差点協議の中では、2連ボックスの東側のボックスに右折車線を設けて、交通の流れをスムーズにしようというふうな協議をしているところでございます。

○2番（笹井義一君） 交通区分帯を設けてやっていこうという考えのようで、今、説明がございましたが、その部分は交通整理はできるでしょう。しかし、例えば森山の向こうのほうから来る車。そして、高樋のほうから来る車。ここは道幅が狭いので、相当な、並んで行くだらうと思いますね、多分。やってみなきゃわからないことだと思いますけれども、私はそのような心配をしております。

それから、これは、やってみなきゃわからないことですが、次に、説明資料の37ページに、企業誘致の支援としてトレーラーや大型トラックの乗り入れが、これが示されております。乗り入れ路線の市道鍋倉触田線、市道サービスエリア線、市道楠元森山線を整備することで、あの大きなトラック、あるいはトレーラーの乗り入れは可能と確信していらっしゃいますか、お答えください。

○建設部長（蔵町芳郎君） 今回、協議会で、そのスマートインターチェンジの形態についても協議をしております。車は全ての車、ETC搭載車であれば全て可能というような考え方でしております。時間についても24時間。その根底にございますのは、今まで、スマートインターチェンジにつきましては時間規制とか車規制をして、試験的に初段階ではやって、スマートインターチェンジは建設しております。このように、最近では各市町村から希望がございましたが、全て普通のスマートインターチェンジと同じような通行車両を必要とするということも求められております。

それと採算性の問題もございますが、通行台数、桜島サービスエリアの場合が1日当たり2,000台と算定をしておりますが、その関係で、趨勢として、今からつくるスマートインターチェンジにつきましては全車両通行というような形で、考え方で進んでいるようでございます。

以上です。

○2番（笹井義一君） 今、部長は、スマートインターチェンジから入って走る、そのところを答えておりますけれども。私は、この側道の森山、触田のほうから来るこの側道、それからこっちから来るこの側道。ここをトレーラーが走ってきて、離合しながら、そしてそこへ乗り入れて来るんですよ、それが可能なんですかということ。市道の整備状況をどのように考えているかと、私の聞き方が悪かったかもしれません。お答えください。

○建設部長（蔵町芳郎君） 私が今、申し上げましたのは、ランプ、接続道路を含めた全てのスマートインターチェンジで建設する構造内のことでお話ししたものでございます。

○2番（笹井義一君） それでは、市道を含んだ全てがオーケーということに受け取ってよろしいわけですか。

○建設部長（蔵町芳郎君） 道路構造令上は4の3で、幅員が、車道分が3mということで、歩道も設けております。そういう形でトレーラー可能ということでございます。

○2番（笹井義一君） そのようにお答えになると、私もどんどん突っ込んでいかなければならない。トレーラーの内輪差は幾らありますか。お答えください。

○建設部長（蔵町芳郎君） その内輪差については承知しておりませんが、実施設計をする段階で、そこも満足する構造で実施設計をするものでございます。

○2番（笹井義一君） それでは、もう一回。市道は、どこからどこまで。結局、あそこに採石場がありますね、ずっと向こうの、もと採石場があったとこ、あそこまで整備をされていかれるんですか。

それとも、警察学校のあっちのほうを通過して、そして重富のあの大きい県道を通って、アクセスを考えておられるのかどうか。

○建設部長（蔵町芳郎君） 接続道路の、今、言われるのは延伸でございます。全てを考えると、今、言われるようなトレーラーの通行が、その内輪差によって通れない箇所が生じてきます。私が今、申し上げておりますのは、接続ランプないし錦原線に通ずる道路についてのアクセスでございます、その分についてはトレーラーの旋回可能というような設計になり、通行車両の表示等によって誘導する、大型車についてはそういうことになるかと思えます。
以上です。

○2番（笹井義一君） それでは、採算性について、55ページで16億円の費用に対して28億円の便益が見込まれ、費用便益比は1.8であるとおのようになら書かれております。これは、西日本道路株式会社がこうむる費用便益と考えるとよろしいのか、お伺いします。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） はい、そのとおりでございます。

○2番（笹井義一君） それでは、始良市の採算性について。費用等便益が計算されておりますか。もし、されておれば、始良市がこうむる費用便益の、その率をお示し願いたい。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） 市の便益のほうは計算されておられません。

○2番（笹井義一君） 本来であれば、この市の便益というの、これが、我々が、始良市が受ける利便性とか誘客とか、いろんなそういうもので、ここが本当は出るべきが筋だと思つて、第1回の質問のときも、ここの部分を問うておりましたけれども、なかなか姿が見えなかつたので、それ以上は出しませんでしたけれども。やはり、考え方としては、ここは大事なところだと思つております。
次に入ります。地域コミュニティのほうに入つてまいりたいと思つます。
ここで、少し、私自身の資料をつくつておりますので、これをちょっとお渡ししたいと思つます。

○議長（玉利道満君） 笹井議員、資料配付の許可を取つてください。

○2番（笹井義一君） すいません。よろしいですか。

○議長（玉利道満君） はい。じゃ、配付して。

○2番（笹井義一君） 事後承諾になつて申しわけございません。

今、答弁書で示された金額と私がお示ししました資料とは、大分金額が違つております。私が示した金額と申しますのは、この赤い斜線が引いた部分の、始良地区では地域づくり自治会活動補助金、これは今年度予算書の説明資料の42ページに出ています。旧始良は900万円、旧加治木は1,000万

円、そして旧蒲生地区は99万6,000円。ただし、この蒲生地区については過疎地域ふれあい活動事業というので200万が62ページに見えております。

これを単純に計算してみますと、始良地域では自治会未加入者も含む——ちょっと数字が違うかもしれないけれども——2万270世帯、これで900万円を割りますと444円になるんです。ちょうど3番目の青のところです。そして、加治木地区は1,000万円を1万112世帯で割ると989円になる。そして、蒲生地域は、自治会の活動助成と過疎地域の補助金を入れて299万6,000円を、この3,334戸で割りますと899円になるわけですね。

ここで、私はなぜ、これを出しているのかといいますと、始良地域の資源物直接搬入の、これがなくなったわけですね。計量もしなくていい。そして、これもなしよという話になってきました。これを、24年度の予算書と今年度の25年度の予算書、ずうっとつぶさに調べてまいりましたところが、ここに資源物直接搬入受入業務委託料というので640万円が出てきてるわけです。これが、すばつと抜けた場合には444円しかない、1世帯当たり。そして、これを、もし加えたときには1,540万円になりまして、1世帯当たり760円になりますよと、こういう計算になってくるわけでございます。

この答弁書の中には、お金だけではないんだと言われます。しかし、やはり原資がなければ、なかなか地域では動けないという、このことははっきりしているわけでございます。中山間地域では、農業を核としたコミュニティ活動を実践することはできます。そして、農地や農業機械等もありまして、これは何とか収益活動を実践することができるわけなんですけれども、過疎が進んだ限界集落では実践する人がいない。実践する人です、しかしながら、やはり眺めてみると、現状はしぶとく実践して収益を上げていらっしゃる。議長のおられる上名地区では、まさにそれがしっかり見えているわけでございます。

ところが、逆に人口密集と、それから混住化の地域では、コミュニティ活動を実践しようとしても、その原資となる収益が生み出せない、こういう面が見られるわけでございます。

このコミュニティ補助金を26年度から統一しましょうということで、この第3次実施計画を見ました。その中で、確かに予算は出てきているようでございます。しかし、やっぱり、それでも少し合わないのかな、おかしいのかなという思いがしているわけでございます。このことにつきまして、やはり900万という、この予算だけではなかなか厳しい。

そして、答弁書で始良地域が2,860万、加治木が1,710万、蒲生地区が560万という補助金をそれぞれの地域に出しているよという。これは、いろんな自治会の統廃合とか公民館の建設とか、さまざまな補助金を入れて、それぞれがこの額であって、実際の活動補助金というのは、私が示している始良900、加治木1,000万、そして、蒲生が299万6,000円、これではないんでしょうか、お答えください。

○総務部長（屋所克郎君） お答えいたします。

今、議員のほうから資料いただきましたが、始良地区におきましては地域づくり自治活動費補助金、加治木地区はコミュニティ活動補助金、これは代表的なものでございまして、蒲生地区は事務交付金ということで受け取っているというふう聞いておりますが、これを含めて、新しい始良市の自治会活動交付金というのを今からつくっていくということでございます。

○2番（笹井義一君） 私が示しているこの数字には、今は間違いはないということですね。はい、わかりました。その辺は、この実施計画の中を見ますと、もうちょっとかなという気がいたしますので、

この辺はもう少し精査していただきたいと思います。

次に、一番最後になりますけれども、校区の見直しについて、2回目の質問をいたします。

これまで、あんまりたくさん出したことがないものですから、ちょっとわからなくなってきておりますけれども。今回、なぜ、このような質問を行ったのかと、そのことから、少し、お話をさせていただきたいと思います。

冒頭に申し上げましたように、合併から4年目を迎えるということで、市全体の校区のあり方を検証する時期にあるのではないかと、このように思っているわけでございます。

なぜかというと、まず一つ目は、24年度の9月の定例会で触田自治会から陳情がございました。内容は、地域の流入人口を増加させて活性化を図るため、市営住宅の建設を求めるものでございました。陳情内容を審議する中で、地域の課題が少し見えたように感じました。触田自治会は重富中学校区であるため児童の通学距離があまりにも遠く、子育て世代の多くが地域外の賃貸住宅に居を構えている実態が見えております。現状のままで市営住宅を建設しても状況は変わらないと、このように考えるわけでございます。

一方、視点を変えてみますと、西始良小学校は触田自治会の近くにあつて、児童数の減少に歯どめがかからない状況でございます。安全な通学路を確保して校区の見直しを行うことで子育て世代の定住が図られ、地域が活性化し、あわせて西始良小学校児童数の増加が見込めるのではないかと。このことは、すなわち、笹山市長が力点を置かれる地域コミュニティのあり方にも大きく関与すると、私はこのように考えます。このことについて教育長の見解をお伺いいたします。

○教育長（小倉寛恒君） 西始良小学校につきまして、確かに児童数は減少傾向でございます。西始良小ができたときに、下の森山地区自治会が、当初、西始良小学校区ということで猛反対に遭いました。それで、現在の重富小の校区に入っているわけです。それで、他市町から流入してきた人たちは、どうしても上の西始良小に近いところに行きたいということで、わざわざ希望ヶ丘という自治会をつかって、そこで自治会として西始良小に移ったと、そういう経緯もあるわけでございます。

校区につきましては、今、そういう児童数の減少してくる学校に、いわゆる校区割をまた変えて、ふやしていったらというご意見ありますが、これについては、やっぱりこれまでの経緯などを考えますと早計に判断するということにはならないと思いますので、これは研究を深めていく必要があるというふうに考えております。

○2番（笹井義一君） 確かに一筋縄ではいかない、その経緯は、私もいろいろ聞きまして承知しております。これは、そのとおりだと思います。

次に、もう一点なんです。本年度から、念願であった——本年度、来年度ですね——松原小学校の建設が始まります。新たな学校区は、あさひ団地、松原下、松原上、塩入団地の4自治会が対象でございます。これは、校区の分割については対象学校の校区の範囲に限定されると、このような考え方から、これまで意見を述べることを控えてまいりました。

しかし、今、山野、重富団地、始良駅南の自治会の住民の方から声が聞こえてまいります。この3自治会の児童は、始良小学校の建設以前の昭和54年までは建昌小学校に通学していたんです。昭和51年に建昌小学校と重富小学校の規模適正化と分離が検討されて、そして昭和55年4月に始良小学校の開校に伴って、始良小学校区に分離したんです。だから、もともと建昌であったものが大きくなり過

ぎて、そして始良小学校をつくりましょうということで、ちょうど人口がぼんぼんふえてくる、あの時代に、結局、始良小をつくって、重富と建昌から分かれていったと、そのような過程があるわけなんです。

そして、27年には、この松原小学校が開校されるわけでございますけれども、前に述べましたとおり、校区の見直しは行われないうことで、3自治会の児童は始良小学校区に通学することになるわけです。私は、本当に建昌小学校から始良小学校に行ったのかなということで、重富団地自治会の方に、確認のために電話を入れてみました。「そうだよ、建昌だったんだよ」と。それで、ここの重富団地は松原小学校に行きやならんとなと言うから、そうなんです。そいなことがあいもんなつということなんです。

これは、今、消防分団がございましてけれども、脇元分団と重富のほう、始良のほうですね、それから松原分団が、結局、山野と重富団地と始良駅南は校区が違うもんですから、重富のほうの脇元分団にあったわけです。これが平成22年に、もう既に松原分団に範囲を変更されております。ですから、これから述べることは教育委員会にも、また市長部局にも共通する内容であると思います。

まず、1つ目は、校区は、行政区域と一体であることが好ましいと私は思ってるんですけども、教育長の見解を求めます。

○教育長（小倉寛恒君） そういうことで、先ほど答弁しましたように校区割というのは自治会を単位として、始良市の場合には徹底しているということでございます。

先ほどの重富団地、始良駅南、それから山野、この3自治会につきましては、平成22年の10月からスタートしました校区審議会でも、一番ここが議論になったところでもあります。ところが、これらについては、既に旧町時代の、始良町時代の審議会において決着済みということで、これについては、もう従来どおりの校区にするということで決定したところでございます。

○2番（笹井義一君） やはり、この辺も、しかし、柔軟にやっていかなければならない部分ではないのかなと思っております。

地域のコミュニティ補助金、これは、今後、校区ごとに配分されていくという、そういう形であるとそのように聞いております。地域の防災活動、あるいはコミュニティ活動を行うためには、共通の生活環境を保つ地域を一つの校区として設定することが好ましいと思っております。

つまり、JR九州の鉄道以南は、やはり、一つの校区とするのが適当であろう。というのは、全てが一緒なんです。高潮対策から、津波対策から、それから平面的な面から見ても、もうそのとおりだと思っております。何とか、一つの校区として設定することが好ましいと考えております。そこで市長のお考えを、見解をお伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） 議員ご指摘のとおり、地域コミュニティにつきましては、その基礎となる自治会も道路を越えたりして、いろいろな問題を持っております。まず、この自治会のあり方もしっかりお願いをしながら、できれば戸数を100から200で組織をいただき、そして市長部局としては、そのコミュニティのあり方は、やはり議員ご指摘のように校区がいいのではないかと、小学校区ですね。ここを一つの単位というのがいいのではないかとというふうにも考えておりますが、今後、そういうコミュニティについては調整をすることが必要かなと思っております。

○2番（笹井義一君） コミュニティと校区は、まず一つということは前提であろうと思いますので、教育委員会のほうでも、この辺はしっかりと検討していただきたいと思います。
終わります。

○議長（玉利道満君） これで、笹井議員の一般質問を終わります。

○議長（玉利道満君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議は、これをもって**散会**とします。

なお、次の会議は3月13日午後2時から開きます。

（午後2時58分散会）